

府		京				東				
學	明	報	小	三	東	誌	說	解	求	花
ビ	教	國	學	田	京	神	教	譯	諸	京
ノ	新	新	雜	演	上	改	叢	新	已	女
曉	誌	誌	誌	說	等	題	錄	開	齋	新
				筆	裁	新			講	聞
				記	判	道			義	
					所	乃				
					判	栗				
					決					
					錄					
本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
週	週	週	週	週	週	週	週	週	週	週
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

一一五、五〇〇  
 二七、一〇〇  
 三五  
 一七、二八二  
 六、三五〇  
 四、〇六七  
 三、七〇〇  
 四、三六七  
 八一〇  
 三五〇  
 一九、五二七  
 八二、六七一  
 六〇〇  
 二五八、一〇〇  
 四二二、九二八  
 三、三八七  
 五、七七〇

一五五、五〇〇  
 六六七  
 六三、一四四  
 一六四、八二八  
 二、三八三

一七、二八二  
 二、二八三  
 八一〇  
 三五〇  
 六〇〇

府		京				東				
登	日	斷	附	醫	名	新	開	講	醫	目
山	新	刑	假	學	譽	聞	農	學	事	耕
談	集	錄	名	雜	新	事	雜	餘	雜	餘
誌	說		布	誌	誌	賞	誌	談	誌	錄
			告							
			全							
			報							
本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
週	週	週	週	週	週	週	週	週	週	週
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

二二六  
 一、〇〇〇  
 一、四〇〇  
 二、一八四  
 八、五七一  
 五、二二四  
 一五、五五五  
 一三、六二八  
 四、三六四  
 二、六一六  
 四、三三三  
 五二、〇〇〇  
 七五、二四〇  
 七六〇  
 六二五  
 二、一六〇  
 二、〇〇〇

七八四  
 一、六九七  
 一三、二四〇

二二六  
 一、〇〇〇  
 三、三四七  
 一五、五五五  
 九、二六四  
 七六〇  
 六二五  
 一六〇



府		京				東				
報	共	教	廣	草	教	教	華	旭	雅	近
四	存	聞	益	莽	場	院	族	新	俗	事
叢	雜	雜	問	雜	必	講	會	題	新	評
談	誌	誌	答	誌	挑	錄	館	開	聞	論
			新				記	驗		
本	前	本	前	本	前	本	前	本	前	本
周	週	周	週	周	週	周	週	周	週	周
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

一四,三〇〇	二,五二〇	四,一五〇	二〇〇,七二六	四,八〇〇	四,六一四	九,九八七	一,〇一八	二,一〇五	二,九一一	一,三〇〇	八七,五〇〇	一,〇五八	一六〇,二八一	八六,四〇〇	五,六六九
			一九〇,七三九												八〇,七三一

一一八九

一四,三〇〇	二,五二〇	四,一五〇	一八六	一,〇一八	二,一〇五	二,九一一	八六,二〇〇	一五九,二二三
--------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	--------	---------

府		京				東					
改	童	東	信	寄	官	官	日	內	報	教	世
蒙	蒙	京	敬	笑	令	令	新	外	官	ノ	益
新	新	上	雜	新	全	令	真	兵	五	枝	新
聞	聞	等	記	聞	書	誌	事	事	十	折	聞
江	湖	裁					誌	新	日		
湖	新	判						聞	誌		
新	報	所									
報		傍									
		聽									
		錄									
本	前	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
周	週	周	週	週	週	週	週	週	週	週	週
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

一八,六六二	一九,四〇〇	一五,〇三五	二,四〇〇	二,九五〇	一,六〇〇	六,九〇〇	一九四,四四四	二二,〇八八	一六,一三三	一三六,九二四	二〇一,三四三	二,三三五	五,〇一五	三七三
							五,九七五					二,一三五		

一一八八

七三八	一五〇,三五	二,一〇〇	二,九五〇	一,六〇〇	六,九〇〇	同上	六四,四一九	四,六四二
-----	--------	-------	-------	-------	-------	----	--------	-------



府		京			東					
起發病院醫事新誌	三寶一鳥	文學雜誌	吹寄新聞	教育新誌	明治新聞	東京每日物價表	免ぎはし新聞	御布令新報	立憲記事	采風新聞
本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前
週年	週年	週年	週年	週年	週年	週年	週年	週年	週年	週年

二、二五五  
五六四  
三、〇三〇  
八、五〇〇  
一、三〇〇  
九一〇  
一〇九、八一四  
一二七、七八〇  
四二、四二四  
四、六〇〇  
五九五  
一、二三〇  
七九、九六二  
一二、七五〇

二、二五五  
五六四  
三、〇三〇  
八、五〇〇  
一、三〇〇  
九一〇  
一七、九六六

三七、八二四  
五九五  
一、二三〇  
六七、二二二

府		京			東					
眞新開	評論新聞	東京新誌	新聞輯要開化ノ契	農業雜誌	方今府縣實況	湖海新報	教法集說	おえなし新聞	支那新聞抜萃	名兩假官令新誌
本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前
週年	週年	週年	週年	週年	週年	週年	週年	週年	週年	週年

七五〇  
一二、五七八  
七、四五五  
一七二、二八七  
五四、六〇〇  
一九、三〇〇  
八、五〇〇  
六七、四〇五  
四三、四〇八  
一、五五四  
一三、六〇〇  
二、八一〇  
一六、五〇〇  
二、〇〇〇  
一四〇  
一七、七二〇  
二四、〇八〇

三五、三〇〇  
二、三九九七  
一四、五〇〇  
六、三六〇

一一、八二八  
一六四、八三二  
八、五〇〇  
一、五五四  
一三、六〇〇  
二、八一〇  
一四〇



府		京				東				
子育ノ草紙	假名公布日報	東京醫事新誌	内外記事雜誌	花月新誌	民間雜誌	東洋新報	智恵ノ舍密	中外工業新報	中外物價新報	神教叢語
本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年
二二,〇〇五	六,〇〇〇	二,二六〇	六,九八九	三〇,六一三	九,四六八	二,七八五	一,九六六	九五一	一六,四〇八	四三,一九五
二二,〇〇五	六,〇〇〇	二,二六〇	六,九八九	三〇,六一三	九,四六八	二,七八五	一,九六六	九五一	一六,四〇八	四三,一九五

府		京				東				
滑稽風雅新聞	開知新聞	東京魁新聞	醫範新誌	米價日報	木ノ葉新聞	華語新聞	顯方新誌	奇聞說人力新誌	繪入日曜新聞	團々珍聞
本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年	本前週年
九,九九六	八九,八二六	一五四,一四二	二,六七一	二〇,八五一	一七五,九七〇	五,二四九	八,八五九	一,六一八	四,八八七	四五,五六九
九,九九六	八九,八二六	一五四,一四二	二,六七一	二〇,八五一	一七五,九七〇	五,二四九	八,八五九	一,六一八	四,八八七	四五,五六九

同上 一千百五











縣	崎	長	縣			縣		府		大		
長崎	西	神	淡	七	神	橫	橫	東	大	相	△	
自由新聞	海新聞	戶隔日新聞	路新聞	一雜誌	戶新聞	濱貿易日報	濱每日新聞	洋奇事新聞	阪繪入雜誌	揚附及氣配	△	
本週年	前週年	本週年	本週年	本週年	本週年	本週年	本週年	本週年	本週年	本週年	本週年	
二六,三二三	二二九,九一八	七,五二七	五,二九七	四三,五六三	二一,九五三	八五,六四〇	一,五〇〇	一九四,二八九	一八六,八八八	三,三〇〇	六,六五〇	一一,一五〇
二六,三二三	一六八,三九一	五,二九七	五,二九七	二一,六一〇		一,五〇〇	三,三〇〇	六,六五〇	一一,一五〇			
					八五,六四〇		七,四〇一					

府		阪				大				△			
相	相	提	大	大	醫	確	錦	大	浪	安			
場	場	眠	阪	阪	事	實	繪	坂	華	民			
氣	日	新	物	府	雜	繪	百	日	新	雜			
配	報	誌	價	教	報	解	事	報	開	誌			
			日	育		新	新						
			報	雜		開	開						
			誌	誌									
本週年	前週年	本週年	本週年	本週年	本週年	本週年	本週年	本週年	本週年	本週年			
四,三二〇	七,三〇三	一五,九〇六	三〇,四五〇	一,五四三	七四七	一一五	一,六九九	四八,〇〇〇	九九八,九九二	一〇〇,四三三	七二二,二四四	一五二,五〇〇	三〇〇
四,三二〇	七,三〇三	一五,九〇六	三〇,四五〇	一,五四三	六三二				八九八,五五九		五六九,七四四		三〇〇
												四八,〇〇〇	
												一,六九九	



縣城宮		縣野長		縣賀滋		縣梨山			縣岡靜	
△ 仙臺 童蒙 新聞	△ 東北 新聞 仙臺 新聞	△ 信飛 新聞 松本 新聞	長 野 新 聞	琵琶 湖 新 聞	滋 賀 新 聞	繪 入 い ろ は 新 聞	觀 風 新 聞	甲 府 日 々 新 聞	△ 濱 松 新 聞	△ 濱 松 讀 賣 新 聞
本前 週週 年年	本前 週週 年年	本前 週週 年年	本前 週週 年年	本前 週週 年年	本前 週週 年年	本前 週週 年年	本前 週週 年年	本前 週週 年年	本前 週週 年年	本前 週週 年年
三五二	一六、八三〇 八〇〇	一六七、八四五 七八、九五九	四九、一〇〇 八二、六〇〇	四〇〇	一、六一〇 一、四五四	七二二	六、九一〇	三六八、四六〇 二五七、五一一	二〇、四五五	一〇、〇二四
三五二	一六、〇三〇	三三、五〇〇			七二二	六、九一〇	二〇、四五五		一〇、〇二四	
		八八、八八六		四〇〇	一五六			一一〇、九四九		

縣岡靜	縣知愛	縣重三	縣埤	縣木柁	縣城茨	縣玉埤	縣湯新		
△ 衛 生 雜 記	△ 愛 岐 日 報	三 重 新 聞	△ 埤 新 聞	傍假 訓名 公 布 官	茨 城 新 聞	埤 玉 新 聞	新 湯 新 聞		
本前 週週 年年	本前 週週 年年	本前 週週 年年	本前 週週 年年	本前 週週 前年	本前 週週 年年	本前 週週 年年	本前 週週 年年		
一六一、四〇五 一一、四三〇	三九四、一七六	二五五、四五八	二、一六三	一、五六六	九、五〇〇	五九〇	七、八三三 九〇〇	一三、五二三 一三、五二三	六〇、九〇一
一四九、九七五	三九四、一七六	二五五、四五八	二、一六三	一、五六六	九、五〇〇		六、九三三	一三、五二三	六〇、九〇一
						五九〇			







増減差引	計 總		縣本熊	
	前週年	本週年	前週年	本週年
	一五、八九七、七六八	一三、二二六	一三、二二六	一三、二二六
	二八、九七九、〇四五	一四、四一〇、二二九	一、三二八、九五二	
		一三、〇八一、二七七		

一一〇四

各地買受新聞員數及人口比例表 (第二表)

|| 第一位武藏第二位攝津第三位山城 ||

本表も亦、右文書に附屬して存在して居るものである。此時代の我國人には三千四百萬人臺であり、而して新聞の購讀者の最も多い土地は武藏の「一九五」で、その次は攝津の「一一四」第三位は山城の「九七」であり、三府の地方が矢張り新聞購讀力に富んで居た。

國 名	人 口	新聞	周 年 買 受 高	一 日 平 均 高	一 日 平 均 高 7 以 上 人 口 比 例 三 萬 人 以 上
					比 例
山 城	四三六、三九九		一、五四七、五四四	四、二四〇	九七
大 和	四三三、九三八		四三、八五四	一一〇	三
河 内	二四九、六三四		三〇、二一八	八三	三
和 泉	二二〇、九六二		五五、〇九四	一五一	七
攝 津	七五三、四二一		三、一三七、六〇一	八、五九六	一一四

伊 賀	伊 勢	志 摩	尾 張	三 河	遠 江	駿 河	甲 斐	伊 豆	相 模	武 藏	安 房	上 野	下 野	常 陸	近 江	美 濃	飛 騨	信 濃	上 野	下 野	
九八、五二八	六〇一、六九五	四九、六五四	七四九、八九七	四九四、八一四	四二一、三四二	三八二、八一四	三七四、二五〇	一五五、二四八	三七二、二五〇	二、〇七六、九四四	一五六、二四二	四三二、〇四六	六六五、〇七三	六七九、四八三	五八九、七四七	六九二、二一八	一〇一、六〇〇	九五五、九一三	五四〇、四七七	五三四、三六三	
二六、七七七	一八三、〇九八	九、四七三	五一六、六五五	二二九、三五六	一五二、一二五	三九三、〇〇六	三六一、九九一	三六、二九三	八六、八三五	一四、八五四、五一〇	九二、九七六	二〇八、〇八九	三四八、一〇九	一六一、四六二	一〇九、六五二	二一〇、〇六〇	一〇、八五六	四四〇、八八〇	二五五、〇三五	二一九、二七四	
七三	五〇二	二六	一、四一五	六二八	四一七	一、〇七七	九九二	九九	二三八	四〇、六九七	二五五	五七〇									
七	八	五	一九	一三	一〇	二八	二六	六	六	一九六	一六	一三									

一一〇五



肥肥豐豐筑筑土伊讚阿淡紀長周安備備備美播隱

後前後前後前佐豫岐波路伊門防藝後中前作磨岐

九七六、七五三  
一、一〇〇、二九  
五八三、七四〇  
三二二、一五六  
四〇〇、五〇四  
四五七、三三五  
五三三、二九七  
七九三、九八七  
五九一、五八四  
六二〇、二三五  
一六六、九二五  
六三九、六九六  
三三六、七二四  
五〇七、八二六  
七〇〇、九九八  
四一〇、九二二  
四七五、七〇七  
三三七、七四四  
二一八、六〇五  
六五九、六四三  
二九、六三二

四、九〇三  
九八〇、六二八  
四五、一七二  
一二五、八二四  
五三、八七九  
七八、一五九  
九八、八一六  
八五、九八五  
一一九、二二二  
一七一、五七六  
四六、三二六  
一八六、三八四  
一一六、七九四  
一九五、九七〇  
一三一、〇六〇  
一〇四、六六九  
七八、八三五  
八二、九六四  
一一四、九八四  
四〇三、三九八  
一一八、七〇八

三三五  
一、一〇五  
三二五  
二二七  
二一六  
二八七  
三五九  
五三七  
三二〇  
五一一  
四七〇  
三三七  
二二六  
二一四  
二二四  
一四八  
三四五  
一二四  
二六九  
一三

三  
一〇  
五  
七  
五  
六  
七  
七  
五  
八  
八  
七  
一〇  
五  
四  
五  
四  
〇  
六  
四  
五

一一〇七

石出伯因但丹丹佐越越能加越若羽羽陸陸陸岩磐

見雲著幡馬後波渡後中登賀前狹後前奧中前代城

二七〇、八〇四  
三四二、六二一  
一九八、九八〇  
一六七、〇二〇  
一九一、二四〇  
一六二、九八八  
二九七、三七〇  
一〇四、七六四  
一、四〇四、一二三  
六四九、四五八  
二七一、八二〇  
四二四、六〇九  
四六六、九三六  
八六、四八九  
六五七、三八三  
五七八、六六六  
四八九、二四五  
五二四、六九四  
五五七、九八二  
四四九、二二六  
三六九、一九四

三九、二八五  
一〇六、三一四  
三一四、八二六  
一八三、三七二  
一一一、六九三  
一七二、八九一  
二四一、〇四四  
一八、四二九  
八三、〇六一  
一九〇、〇五六  
三二、二四九  
七九、九八一  
五一八、七七四  
一九、三二六  
七二、六七〇  
五七、八九九  
三四、四九九  
四六、五四七  
二八、一四二  
一〇一、五一五  
三四、三九一

九四  
二七八  
七七  
一二八  
九五  
一五九  
一九九  
五三  
二一九  
八八  
五二一  
二二八  
五〇  
六六〇  
四七三  
三三三  
五〇二  
八六三

三  
八  
四  
八  
五  
〇  
七  
五  
〇  
三  
三  
二  
五  
六  
〇  
八  
七  
一〇  
一五  
六  
七

一一〇六



日向	三八八、五〇八	二五、六一一	七〇	二
大隈	二二四、〇二二	一三、六一三	三七	二
薩摩	五九六、六三二	四五、七五〇	一二五	二
壹岐	三三、三〇四	三、七六二	一〇	三
對馬	三〇、一〇五	三、三〇〇	九	三
北海道	一四九、五五四	一〇六、〇九一	二九一	一九
北海	一六七、五七二	七、三七五	二〇	一
琉球	三四、三三八、四〇四	二八、九三四、七八五	七九、二七三	三三
外國並在留外國人		三八、六九六		
在外本邦人		五、五六四		
通計		二八、九七九、〇四五		

即ち右の表を以てする時は明治十年の頃我人口一萬につき新聞購讀數は一日平均三十三枚と言ふ微弱なものであり之を戸數の上よりすれば二千戸に三十三枚と言ふ譯であつたのである。

### 第二表ノ説明 (第二表に附屬しあり)

國內人民ノ新聞ヲ購讀スルモノ逐日增多ナル事ハ已ニ第一表ニ於テ説明セシガ如シ而シテ今又其新聞購讀ノ人民何レノ地方ニ最モ多キヤラ下表ニ説明セントス。夫レ本周年間各社發兌ノ新聞總數ハ二千八百九十七萬九千〇四十五枚ニシテ此内ヨリ外國並在留外國人ノ買受ケタル分三萬八千六百九拾六枚ト在外本邦人ノ買請タル分五千五百六十四枚トヲ控除スレバ國內各地ノ買受ケタル分二千八百九十三萬四千七百八十五枚ニシテ一周年ノ日數即チ三百六十五日平均スレバ一日ノ高七萬九千二百七十三枚三分八厘四毛餘トナル此ノ一日平均高ヲ以テ全國ノ人口三千四百三十三萬八千四百〇四人(明治九年

一月一日ノ調査ニ據ルニ配當スルトキハ一萬人ニツキ一日三十三枚〇八厘六毛餘ヲ購讀スルノ割合トナレリ。而シテ又細カニ各地ニ就キ其比例ノ如何ヲ觀ントスルニ武藏山城攝津ノ如キハ三府ノ在ル處ニシテ一般ニ概論スベカラザルモノアレバ姑ク之ヲ除キ他ノ地方ニ就キ之ヲ調査スルニ一萬人ニツキ一日十枚以上ヲ購讀スルノ地方ハ尾張三河駿河甲斐安房上總下總信濃上野下野陸前羽後加賀越後備前肥前北海道ノ十七國ナリトス(北海道ハ姑ク一國ト看做ス)而シテ此中最モ多キモノハ尾張駿河甲斐安房陸前北海道ノ數國ニ過キス即チ駿河ハ二十八枚一分二厘七毛餘甲斐ハ二十六枚四分八厘一毛餘北海道ハ十九枚四分三厘五毛餘尾張ハ十八枚八分七厘四毛餘安房ハ十六枚三分〇三毛餘陸前八十五枚四分五厘八毛餘ノ割合トナレリ。而シテ北海道ノ如キハ新聞ノ地ニシテ人烟稀疎文化未タ洽カラサルニ新聞讀者ノ數斯ノ如ク其レ多キハ何ソヤ蓋シ其道内ナル渡島函館ハ五港ノ一ニシテ人民輻湊ノ地タルガ故ナラン。夫ノ武藏山城攝津及其他各地ノ比例等ニ至ツテハ皆ナ表中ニ明カナレハ今復タ之ヲ一々分説セザルナリ。

### 東京日日新聞と郵便報知の發行部數

明治七年における當時の新聞紙の發行部數を驛遞寮にて調査したものである。それによると當時の新聞中第一位は東京日日新聞で同年一月より十二月までに九十七萬七千六百四十三枚を又之に次いで郵便報知は七十五萬六千九百九十枚を横濱毎日第三位に在つて十九萬七千七百八十七枚を計上して居る而して右驛遞寮の調査は運送通計となつて居るから右の數を以て發行全數とは見ることが出来ないものがある。併しその社勢の大勢を推知することが出来る。尙之を一日平均にする大約左の如くである。

東京日々新聞 二千七百枚  
郵便報知新聞 二千百枚

右の數は驛遞寮の手を經過する紙數のみを示したものと見えるが何れにしても當時の第一流新聞と雖もその發行部數の



如何に貧弱であつたかを想像することが出来る。而も東京日々新聞は、發刊後間もなくその社告において、一萬を突破したと誇稱し郵便報知も亦發刊後間もなく栗本鋤雲の入社時に於て、余が入社以來未だ一ヶ月ならざるに既に一千の増紙を見たりと言つて居る。

### 内務省新聞年報

明治八年分と同十年分

明治八年内務省は、第一回新聞年報を出した。それによると、左の如き數字を示して居る。即ち當時の一日の新聞發行高は全國をくめて四萬三千五百枚であつた。併し前年に比較すると殆んど倍加の成績である。

#### 明治八年の新聞年報

發行員數 千五百八十九萬七千六百八十枚にして、前周年は八百三十七萬〇二百六十九枚なり、之を三百六十五日に平均すれば一日の高本周年は四萬三千五百五十五枚二分八厘七毛餘にして、前周年は二萬三千三百〇六枚二分二厘餘の割合となれり。試みに此の一日の平均高を以て全國人口三千三百六十二萬五千六百七十八人に比例する時は萬人に付本周年は十二枚九分五厘三毛餘にして前周年は六枚九分〇一毛餘なり。

#### 明治十年の新聞年報

次で、明治十二年圖書局年報において、自明治十年七月至同十一年六月發行部數を公示した。左の如し。

前年來發覺するところのもの、二百三十六種而してその中既に廢絶せしもの八十種、新たに開刊せしもの六十六種、現に百五十六種を存す。その發賣部數約計三千三百四十四萬九千五百二十九部、之を前年に比較するときは、即ち四百四十七萬四百八

十四部を加ふ之を全國の人口(三千四百三十三萬八千四百人)に割當る時は、即ち一人毎に一日二十六部餘、之を前年に比する時は、即ち三部五六三三三八を加ふ。

此表によると、第一回の年表において、一萬人につき一日の新聞量十二枚九分五厘のものが、此時に至つて二十六枚となつて居り、殆んど倍加の成績を示して居る。

### 驛遞局報

明治初年に在つては、驛遞局が年報を以て新聞の驛遞局を經過した數量を公示したものである。之は驛遞局を經過した數量であるから、一般の印刷部數とは關係が無いが、參考として之を掲げる。

#### 驛遞局第七次年報

自明治十年七月一日至同十一年六月三十日 一週年間に差立て取扱し内國新聞紙の數九百六十萬六千七百七個、之を前年に比すれば二百四十萬三千五百五十一個の増加而して、差立高の多き地方は、東京を第一とし、次に大阪次に新潟、次に横濱、次に山口とす。

#### 驛遞局第八次年報

自明治十一年七月至十二年六月三十日 發出取扱内國新聞紙の數一千二百二十萬三千七百三十一個、之を前年に比すれば、百五十八萬七千六百二十四個、即ち一割六分五厘餘の増加とす。その外國に發したる數は十萬九千七百八十四個と言ふ。

### 「小新聞」擡頭時代

徒らに政論を上下して、野郎自大の風を裝い、以て得意であつた「大新聞」も、明治十二年の頃より、漸次凋落の風を示し、大衆を對手とする「小新聞」がメキメキと頭を擡げて來た。それは左の表を見るとよく判る、即ち「大新聞」を以て誇つてゐた「東京日日」「朝野」等が凋落の傾向を示したにも拘はらず、「讀賣新聞」等の「小



新聞が非常に發達をして來たことである。

明治十二年圖書局年報に曰く

新聞紙の前年以來發兌するところのもの二百三十六種而して其中廢絶せしもの八十種新たに開刊せしもの六十六種、その廢絶を除く時は現に百五十六種を存す、その發賣部數總計三千三百四十四萬九千五百二十九部之を前年に比較する時は即ち四百四十七萬四千八百四十四部を加ふ。今その名稱を列擧し、發賣の部數を注す、曰く

東京日日新聞

前年發賣三百二十八萬五千二百三十八部本年發賣三百二十七萬四千五百二十部前年より減ずること一萬七百十八部(日發行部數約一萬)

郵便報知新聞

前年二百三十九萬三千四百四十四部本年二百七十七萬二千五百五十一部即ち前年より減ずる三十二萬二千二百九十三部(同上約七千)

朝野新聞

前年五百三十一萬九千五百十部本年二百七十七萬七千六百三十九部即ち前年より減ずる三百二十四萬八千七百七十一部(同上約七千)

東京曙新聞

前年百九十三萬四千三百六十八部本年二百三十二萬九千四百十七部即ち前年より増加三十九萬五千四十九部(同上約八千)

讀賣新聞

前年五百四十五萬六千七百二十三部本年六百五十六萬五千七百六十八部即ち前年より増加百十七萬九千六百三十三部(同上約二萬三千)

東京繪入新聞

前年百八十四萬八千五百九十部本年二百十九萬四千四百五十部前年より増加三十四萬二千八百六十部

明治十二年の發行部數

明治十五年三月小池洋二郎著の『日本新聞歴史』明治十二年分は、相當確實なる記録を基礎としたもので、信を置くに足るものであるが之による發行紙數調は左の如し。

洋々社談	近事評論	問答新聞	農業雜誌	東京新誌	民間雜誌	花月新誌	かなよみ新聞	うき世新聞	生意氣新聞	なぐさみ新聞	廣告日表	劇場新報	開知新聞
前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年
本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年	本年
二、三二九部	二、〇六二	八六、四〇〇	七九、一四六	二〇〇、七二六	一八〇、〇〇〇	六七、四〇五	六四、一一〇	五四、六〇〇	七一、〇五〇	九、四六八	一四三、二七四	三〇、六一三	八六、五四五
減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減
二六七部	七、二五四	二〇、七二六	一六、四五〇	一三三、八〇六	五五、九三二	一、五六一、一二〇	一、八七二、五〇〇	九七五、〇〇〇	四、〇〇〇	三三、〇〇〇	一二六、〇〇〇	一、〇〇〇	八九、八二六
減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減	減
三〇、七四九													五九、〇七七



智惠の庫	中外教育新報	勸業新誌	混々新話	眞砂新聞	子育の草紙	木の葉新聞	教育新誌	明教新誌	吹寄新聞	日用雙紙	以上東京	西京新聞	靖洲新聞	西京新聞	以上京都
本前	本	本	本	本	本	本前	本前	本前	本	本	本	本前	本	本	本
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
二九、二七部	四四、二九五	三八、七三七	二六〇	二、四三〇	一〇、八三五	二二、〇〇五	二四、〇〇〇	一七五、九七〇	二五、一一〇	一、三〇〇	一四、〇三一	四二二、九二八	三四〇、二九六	五、七五〇	五二〇
増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増
一五、〇五八部	九九九	一五〇、八六〇	一二、七三一	八二、六三二	四四九、七六〇	一、六一八部	一二、六二〇	九五一	三九、二七五	一六、四〇八	五三、三一五	一五四、一四二	六六四、八五〇	八、八五九	三二二、〇〇〇

人力新誌	中外工業新報	中外物價新報	東京魁新聞	顯才新誌	東洋新報	内外兵事新聞	講學餘談	文學雜誌	官令全書	法律雜誌	官令新誌	官令新誌																					
本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前	本前																					
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年																					
一、六一八部	一二、六二〇	九五一	三九、二七五	一六、四〇八	五三、三一五	一五四、一四二	六六四、八五〇	八、八五九	三二二、〇〇〇	二、七八五	四、〇五二	二二、〇八八	一七、〇二九	二、一八四	五、八九三	三、〇三〇	三、三六〇	一七、五五七	四八、〇一七	三三、一九〇	二四、〇八〇	五四、〇二一											
増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増	増										
一一、〇〇二部	三八、三二四	三六、九〇七	五一〇、七〇八	三〇三、一四一	一、二六七	五、〇五九	三、七〇九	三三〇	三〇、六一〇	二九、九四一	一、六一八部	一二、六二〇	九五一	三九、二七五	一六、四〇八	五三、三一五	一五四、一四二	六六四、八五〇	八、八五九	三二二、〇〇〇	二、七八五	四、〇五二	二二、〇八八	一七、〇二九	二、一八四	五、八九三	三、〇三〇	三、三六〇	一七、五五七	四八、〇一七	三三、一九〇	二四、〇八〇	五四、〇二一



茨城新報	以上茨城	本	年	三五〇部	
愛知日報	愛知新報	本	年	三九四、一七六	增 一四六、五〇八部
愛知新報	以上愛知	本	年	五四〇、六八四	
福岡新聞	以上福岡	本	年	二二〇、〇四二	
平假名新聞	以上福岡	本	年	二九、七〇〇	
靜岡新聞	以上福岡	本	年	三〇四	
濱松讀賣新聞	以上靜岡	本	年	一六一、四〇五	增 三九、三三七
濱松讀賣新聞	以上靜岡	前	年	二〇〇、七四二	
甲府日々新聞	以上山梨	本	年	二〇七、五一一	減 九六、〇九五
甲府日々新聞	以上山梨	前	年	一六一、四一六	
觀風新聞	以上山梨	本	年	一〇、二五一	
淡海新聞	以上滋賀	本	年	六、三五八	
琵琶湖新聞	以上滋賀	前	年	四〇〇	
長野新聞	以上滋賀	本	年	八六、〇〇〇	增 六、九一六
長野新聞	以上滋賀	前	年	七八、九五九	
松本新聞	以上滋賀	本	年	八五、八七五	
松本新聞	以上滋賀	前	年		

大城日報	以上大坂	本	年	九九八、九九二	增 一、二九九、九一五
大城新報	以上大坂	本	年	二、二九八、九〇七	
浪華新聞	以上大坂	本	年	一、二〇、一六	
浪華新聞	以上大坂	前	年	七五、〇〇〇	
大坂新聞	以上大坂	本	年	四九九、三九七	
七一雜報	以上兵庫	本	年	四三、五六三	減 二、〇三七
七一雜報	以上兵庫	前	年	四一、五二六	
教育新聞	以上兵庫	本	年	一四、六五九	
教育新聞	以上兵庫	前	年	四、六六九	增 一八、三一二
淡路新聞	以上兵庫	本	年	二二、九八一	
淡路新聞	以上兵庫	前	年		
西海新聞	以上兵庫	本	年	二三九、九一八	減 二九、一一五
西海新聞	以上兵庫	前	年	二一〇、八〇三	
長崎自由新聞	以上長崎	本	年	二六、三三三	增 一一一、二〇〇
長崎自由新聞	以上長崎	前	年	一五七、五二三	
瓊浦實用新誌	以上長崎	本	年	五、四八〇	
瓊浦實用新誌	以上長崎	前	年		
北越雜誌	以上新潟	本	年	四、五〇〇	增 一九一、一九七
北越雜誌	以上新潟	前	年	六〇、九〇一	
新潟新聞	以上新潟	本	年	二五二、〇九八	
新潟新聞	以上新潟	前	年		
茨城新聞	以上新潟	本	年	一〇一、四九〇	
茨城新聞	以上新潟	前	年		







各社互ニ盛衰有リ發賣ノ數隨テ殖減ス其殖加スルモノ八千四百九十九部而シテ減少スルモノ八百九十三萬九千四百七部其殖數ニ就テ而シテ其減數ヲ控除スルトキハ則チ總計上ニ錄スル所ノ如シ總計ノ内外國人及本邦在留ノ洋客購求スル所ノモノ三萬九千五百七十七部在外日本人ノ購求スル所ノモノ九千八百廿一部此兩項ヲ除クトキハ則チ内地人民購求スル所ノモノハ三千三百四十萬九千九百九十一部之ヲ一年ニ分算スルトキハ則チ一日九萬五千五百七十七部餘之ヲ全國ノ人口(三千四百卅三萬八千四百人ニ當ルトキハ則チ一人毎ニ一日廿六部餘之ヲ前年ニ比スルトキハ則チ三部五六三四三八ヲ加フト云フ蓋シ是レ明治十年七月ヨリ明治十一年六月ニ至ルマデ一周年間ノ調査ニ係ル。

(明一五三、發行小池洋二郎著日本新聞歴史明治十二年分)

**明治二十年の新聞及雜誌**

明治二十年在東京府下の新聞及雜誌の數は保證金を要するもの三十九種、要せざるもの百二十二種で、府下配達に分一ケ年一千八百八十九萬五千二百二十六部、他府縣配達に分七百五十七萬八千八百五部、外國及外國人へ配達に分六萬七千八百八十六部、合計千九百五十三萬四千八百三部で、此收入金二十七萬七千五百九十七圓二十錢二厘であつた。(東京經濟雜誌三七八號之は雜誌を交へて居るから、參考にはならぬが、賣上金を計上して居るところに、多少參考として取るべきところがある。)

**明治二十二年の發行部數**

明治二十二年における發行部數に關する資料を掲げんに、

(官報 明治二十二年二月十四日發行第一六八五號所載新聞雜誌配付高ニ昨年十二月中警視廳ニ届出テタル東京府下ノ刊行ニ係ル新聞紙雜誌ノ内重ナルモノ、配付高左ノ如シ。)

毎日新聞	發行部數	計	發行部數	計
二六	二〇五、一六五	讀賣新聞	二六	三三〇、三四六

東京新報	二六	八〇、六〇〇	改進黨新聞	二五	三七二、三六一
東京輸入新聞	二六	一五四、二二五	中外物價新聞	二六	一一三、〇二六
東京日日新聞	二六	三〇四、三三四	東京輿論新誌	四	七、三九七
東京朝日新聞	二五	二三七、四二四	農業雜誌	三	一三、一三四
やまと新聞	二五	五五九、九八五	團々珍聞	四	一三、二六四
公論新報	二五	五八、三三七	歌舞伎新報	一〇	一四、九六九
繪入朝野新聞	二六	三八〇、四四七	日本民	二	一一、二二二
朝野新聞	二六	一七二、四四九	人教新誌	二	一一、一八八
時事新報	三一	三三四、九九八	みやこのはな	一五	二七、三七二
郵便報知新聞	二六	五二一、三二六	奇日新報	一五	二五、三八三
東京電報	二六	一〇七、八五二	國民之友	二	一〇、三〇五
みやこ新聞	二六	一四一、六九八			二五、九五七
繪入自由新聞	二五	一六二、四九五			

**「東朝」の發行部數公開**

〔東京朝日〕では明治二十四年より毎半期にその印刷部數を公表する事とし、同年末同年七月より十二月に至る下半期の發行高を公けにした。それによると半期間の印刷總計は八百八十四萬二千八百四十六枚、發行回數發行停止五日間を除き合計百四十七回、平均一日の刷高六萬五千五百五十五枚強と出た。又二十六年に在つては、同年一月より六月に至る上半期發行部數は總計一千十萬九千四十六枚、發行回數百五十回、一日平均六萬七千三百九十三枚強であつた。



新聞雜誌配附割合

明治二十五年

明治二十八年十月二十日の統計學雜誌第一一四號に、明治二十五年における新聞雜誌配附の割合を左の如く掲載して居る。

新聞雜誌配布の割合 (明治二十五年)

配 部 数	人 口	一人に對する割合
東京	七三〇、五三三、一三六	一、五一九、五八三
神奈川	五、六〇三、八九八	一、〇一五、四八一
埼玉	一、六四八、二四四	一、〇九八、九四七
千葉	二、七三八、八五三	一、二〇五、一五三
茨城	二、四六六、五三〇	一、〇四六、六八二
栃木	一、八一五、七一	七三一、八九三
群馬	一、四八五、七六七	七五九、六一七
長野	三、六四四、五七一	一、一七一、八一九
山梨	二、六三三、〇二二	四六七、三三七
静岡	四、五九五、一七一	一、一〇五、八七五
愛知	一一〇、六一一、三四一	一、四九七、七九一
三重	四、八六九、〇二〇	九三六、四六五

岐阜	三、九一九、九五三	九三六、二一九	四・一九
滋賀	七、二六七、六四四	六八一、一四五	一〇・六七
福井	一、三〇七、一〇五	六〇七、四五〇	二・一五
石川	二、六二〇、九五四	七五三、八八六	三・四八
富山	三、二二五、九八三	七六三、一〇五	四・二三
新潟	六、〇六六、八一七	一、七一一、九六八	三・五五
福島	二、四〇九、〇四〇	九八〇、三一〇	二・四六
宮城	三、三一、六九一	七七六、三七八	四・二七
山形	二、三三一、六三二	七七三、〇一五	三・〇二
秋田	二、二九九、〇六〇	七一二、七三八	三・一八
岩手	一、五二九、七九一	六八二、九九六	二・二四
青森	一、六六三、二七八	五五九、三九一	二・九七
京都	八、五八五、五六五	九一四、七〇〇	九・三九
大阪	一七、〇二二、七九二	一、三七〇、二二二	一一・四三
奈良	三、二五三、九〇七	五〇六、三〇四	六・四三
和歌山	一、一九四、一七七	六三三、七七一	一・八八
兵庫	九、〇九四、三四三	一、五七六、九七〇	五・七〇
岡山	六、三五五、七七二	一、〇八二、七四五	五・八七
広島	三、九〇〇、一四一	一、三三六、一四五	二・九二
山口	二、二八〇、一七〇	七三七、〇三六	三・〇九
島根	二、〇一五、五〇二	七〇三、二五六	二・八七



鳥取	二,二〇三,七〇九	四〇五,七二五	五,四三三
徳島	三,八五四,〇五五	六八二,三九八	五,六四四
香川	一,六三二,六四六	六七五,九四〇	二,四二二
愛媛	一,七五一,五六八	九四〇,〇〇九	一,八六六
高知	二,二七六,九二八	五八四,五六九	三,九九〇
長崎	二,三四八,七八二	七八六,四一六	二,九九九
佐賀	一,七七二,四四三	五六九,八三一	三,一一一
福岡	三,八七二,七七二	一,二五八,〇五八	三,〇〇八
熊本	六,七六三,四三七	一,〇七五,三〇一	六,二二九
大分	一,五八五,五五三	七九二,九一二	二,〇〇〇
宮崎	一,〇四〇,〇五三	四三一,六九三	二,四一四
鹿兒島	一,七一五,六五〇	一,〇二四,五九八	一,六七七
沖繩	一六五,二六〇	四一九,九七〇	〇,三九九
北海道	四,五八〇,一三九	四九三,〇二四	九,二九九
總計	二四二,八三三,五七五	四一,六九六,八四七	五,八二二

(明二八,一〇,二〇統計學雜誌第一一四號)

明治三十七年頃の發行部數 明治三十七年と同四十年の發行部數につき左に掲げる。

新聞名	三十七年	四十年
萬朝	一六〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇
東朝	九〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇

二六	三三,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	三三,〇〇〇
中央	四〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
報知	一四〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇
都事	六,〇〇〇	九五,〇〇〇	六,〇〇〇
時事	五五,〇〇〇	四七,〇〇〇	五五,〇〇〇
東日	三五,〇〇〇	四七,〇〇〇	三五,〇〇〇
電報	三〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
讀本	一五,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一五,〇〇〇
日出	九,〇〇〇	二〇,〇〇〇	九,〇〇〇
大毎	二〇〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
大阪	五〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
神新	一五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一五,〇〇〇
山陽	一五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一五,〇〇〇
藝備	一三,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一三,〇〇〇
長岡	五,五〇〇	五〇,〇〇〇	五,五〇〇
九州	一一,〇〇〇	一三,〇〇〇	一一,〇〇〇
九州	一一,〇〇〇	一三,〇〇〇	一一,〇〇〇
鹿兒島	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇
土陽	八,〇〇〇	一五,〇〇〇	八,〇〇〇
國民	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
每日新聞	八,〇〇〇	三五,〇〇〇	八,〇〇〇
中外商業	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
帝都新聞	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇
大朝	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
奈良	五,五〇〇	五,五〇〇	五,五〇〇
神戶	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
中國	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
廣島	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
福日	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
長崎	五,五〇〇	五,五〇〇	五,五〇〇
鹿兒島	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
豐州	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇
香川	五,五〇〇	五,五〇〇	五,五〇〇
やまと	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇
朝野	七,二〇〇	七,二〇〇	七,二〇〇
北國	一五,〇〇〇	一三,八〇〇	一五,〇〇〇
越佐	一一,〇〇〇	六,三〇〇	一一,〇〇〇
北陸	一一,〇〇〇	六,三〇〇	一一,〇〇〇
新潟	七,〇〇〇	七,九〇〇	七,〇〇〇
静岡	八,〇〇〇	一八,〇〇〇	八,〇〇〇
中京	二五,〇〇〇	三八,〇〇〇	二五,〇〇〇

(名古屋新聞と改題)



東海日日	一三、〇〇〇	新愛知	四〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
千葉毎日	六、四〇〇	扶桑	一七、〇〇〇	二二、六七五
岐阜日日	八、五〇〇	賀易	一六、〇〇〇	三五、〇〇〇
上毛	五、七〇〇	いはらき	八、〇〇〇	
福島新聞	五、五〇〇	信毎	八、〇〇〇	
東北新聞	九、〇〇〇	下野	七、〇〇〇	二〇、〇〇〇
秋田魁	七、〇〇〇	河北	一、二〇〇〇	五〇、〇〇〇
函館	六、〇〇〇	東奥	五、〇〇〇	
富山日報	七、五〇〇	北イ	一、二〇〇〇	
東北日報	九、〇〇〇	小樽	五、五〇〇	
靜民	一一、〇〇〇			
右三十七年ノモノハ、毎日繁昌社「廣告大福帳」ニ依ル。	一五、〇〇〇			

伊勢	一五、〇〇〇	岩手毎日	四、五〇〇	四十年
三重	五、六〇〇	岩手日報	四、五〇〇	
伊勢朝報	七、五〇〇	山形新聞	三、三〇〇	
山梨日日	五、二〇〇	山形日報	二、九五〇	
長野新聞	一一、〇〇〇	松陽新聞	九、四〇〇	
福島民友	六、三〇〇	台日	二七、〇〇〇	
福島民報	五、二〇〇	京城日報	二八、〇〇〇	
右四十年ノモノハ日本電報通信社ガ各社ニ照會シ之ニ對シ各社ヨリ回答アリタルモノヲ「全國新聞名鑑」ニ掲載セシモノヨ				

リ探録セルナリ。

### 「報知」の印刷工場公開

印刷部数の公開については前記の如く、東朝が既に之を行つたが、「報知」は三十六年に至つて、工場の公開を宣言した。即ち報知は三十六年四月二十九日の社告を以て、左の如く社告したのであり、之は紙数の公開では無かつたが、それに近い措置であつた。

#### 社告

印刷部は常に門戸を閉さず

都下新聞の販賣競争は、今やその極點に達せんとするの形勢に有之候此混戦亂麻の間に超然として一頭地を抽んずる我報知新聞が如何に多大の紙数を印刷しつゝあるか。之れ廣告依頼者諸君の常に知らんことを望まると、所に有之候我社は昨年末以來開放主義をとり各位の御來觀を歓迎致し居り候が希くは午後六時四十分より翌午前二時まで、間斷なく印刷致し居り候間何時たり共御來觀可被下候然れば廣告の眞價も自然と相分り可申候。

故に紙數に秘密無し

尙此時代二六も亦その發行部數を公開した。

日本でも有力なる廣告主においては、發行部數の公開を新聞社に要求したかどうかとの意見を持つて居る人がある。併し一面には、假令發行部數が多くても、それが單に景氣附けの印刷であつたり、無代紙であつたりしては駄目である。現に歐洲大戰時には、配達するあてのない新聞を毎日何萬と餘計に刷つて、それを屑新聞紙として、南洋新嘉坡あたりへ賣飛ばしたものがあつた。だから印刷部數だけで廣告料金を定めると言ふ譯には行かぬ、又廣告の利き目は發行部數ばかりに依るものでない。讀者の階



級が果して購買力に富んで居るかと言ふことを考えると共に、その新聞社の信用をも買つてやらねばならぬ、だから單に印刷部數だけで、廣告料を決定するのは不合理であると言ふのである。

## 第十二章 新聞用紙の飢饉と廣告

日支事變の勃發が、漸次戰時體制を構成し、而してそれと同時に、國內の經濟組織が窮屈化して來ると共に、新聞用紙にも亦統制を加えられることゝなつた。而もその反對に、ニュースに要するスペースは益々擴大しなければならぬと言ふ實情である。勢ひ廣告面の縮少となり、廣告掲載量の減少を招いたのは、止むを得ざる状態であつた。そうして、發行紙數の多い新聞ほど、用紙統制の苦痛は大であつた。その結果は明瞭に、廣告統計に現はれて居る。

昭和十三年度における全國百四新聞の廣告總行數は二億五千六百八十萬九千行であるが、その中東京八新聞は四千九千行、大阪四新聞は一千九百四十行、地方九十二新聞は一億九千七百五十萬五千行である。之を前年に比較すると、總行數に於ては八十六萬一千行で三厘の微減を示して居るが、東京八新聞は二百五十九萬一千行で、六分一厘、大阪四新聞は百三十七萬行で、六分六厘を減少し、地方九十二新聞は、三百九萬九千行で、一分六厘の増加となつて居る。  
(新聞總覽昭和十四年版)

### パルプ需要量の増加

紙の消費は文化の進展に正比例して増加して行く。今これを過去の状況に就て検討して見よう。大正十五年に於ける我國のパルプ需要量は、五十六萬噸であつたが、十年後の昭和十一年には、これが九十二萬噸になつてゐる。丁度この十年間に三十六萬噸の消費増となつてゐるわけで、年平均三萬六千噸の増加、その増加率は平均約五パーセントになつてゐる。

昭和十二年では、これが約百萬噸にせり上り、その内譯はグラウンドパルプが三十六萬噸、ケミカルパルプが六十四萬噸で、價



格に見積ると、約二億五千萬圓の巨額に上つてゐる。この原料消費の状態から見ても我國の製紙工業が如何に重要であるか、想像し得られよう。

この百萬圓にも上る大量のバルブは、幸ひにもその過半は我國に於いて生産されるのであるが、而も尙一昨年(昭和十二年)に於ては約十八萬噸と云ふ、多量のバルブを輸入し、これに對して我國は約三千六百萬圓の海外支拂を行つてゐる。平常の状態であるならば、昨年の製紙用バルブは恐らく百五萬噸程度の需要になつたのであらうが、支那事變の進展に伴ひ、昨年来戦争に直接必要なもの、又は輸出品の原料となる可きものを優先的に輸入し、平和産業物資は出来るだけ輸入を抑制することになつたので、昨年来ごく少量の特殊バルブだけが、幸ふじて我が國土を踏んでゐるだけとなつた。

この特殊バルブと云ふのは、電線の被覆用紙又は紙幣用紙等の原料となるもので、未だ本邦に於いては製造困難なもので、而して昨年に於ける製紙用バルブの輸入は約三萬噸七百萬圓程度で、本年は更に減少する見込である。

一昨年十八萬噸も輸入されたものが、昨年には僅かに三萬噸しか行はれず、また本年は更に減少すると云ふ、この事實だけを考へても昨年来の製紙工業が如何に多難であるかと云ふことは想像されよう。これが新聞用紙、雜誌用紙その他もろもろの印刷用紙等の節約を必要とするに到つた原因である。加ふるに、昨年来製紙用バルブ工場の人絹用バルブ製造への轉換が計畫され、昨年は二萬噸の轉換を實施し、本年以降は當分の間六萬噸の轉換が計畫されてゐる。かくて製紙用バルブは輸入の減少と共に、この人絹用バルブへの轉換により相當の供給減となる筈である。

尙一昨年は六萬噸見當の外國紙の輸入があつたものではあるが、これも強度に抑制普通のものはその輸入を認めず、我國に生産されず、しかも極めて必要なものを極く少量に限定して輸入を許可してゐるので、これを併せ考へれば相當の供給不足となつてゐるのである。

新聞雜誌の文化的使命の重大なることは元より議論の餘地はなく、殊に今日の時局に於いては益々その重要性を加へたものと云ひ得るのである。しかし紙の節約を必要とする事態に於いては、その最大消費者である新聞雜誌の用紙節約に手を觸れず、この問題を解決することは不可能である。こゝに於いて、當局の所謂止むを得ず新聞雜誌社の協力に訴へた新聞雜誌用紙の大統制が登場したのである。

### 新聞用紙の統制

昨年九月以降新聞紙は差當り一割二分、雜誌に就ては二割の節約が實施された。そして本年に入つて統制は更に強化され、新聞紙は本年七月以降、雜誌に就ては本年八月以降更にその節約度は強度のものとなり、官廳出版物各種會報類、不定期刊行物等に就いても之に準じた節約が行はれようとしてゐる。この新聞雜誌用紙の節約は、單にバルブの節約と云ふことにとゞまらず、消費節約の點に於いて直接間接に影響するところは相當大なるものがあるであらう。この外統制紙は一昨年(昭和十二年)に比し、約三割八分減の生産統制が實施せられてゐる。この統制紙と云ふのは印刷紙、筆記用紙、畫用紙を云ふのであつて、日本製紙聯合會に於て、生産統制を實施してゐるのである。

雜誌は紙屑ポロの利用如何に依り節約率に變化があるが、略同様の節約が必要と考へられるのである。此雜誌とは包装紙、厚紙、機械漉和紙、ロール判紙、色紙等を言ふのであつて、中でも包装紙のうちの工業用紙袋、輸出品包装用ハトロン紙の如きものは全然節約の餘地のないものであつて、従つてその他一般雜誌に於て相當の節約を必要とされてゐる。

我國で現在新聞用紙を製造してゐるのは、王子製紙株式會社と北越製紙株式會社の二社であつて、その一昨年(昭和十二年七月)より昭和十三年六月に到るもの(の)兩社の生産量は約二十八萬噸である。

新聞紙の供給契約は、毎年七月から翌年六月迄となつてゐる。一昨年は外紙の使用量が約二萬噸あつた、ゆゑ、同期間の新聞用紙の使用量は約三十萬噸と推測されるのである。即ち新聞用紙は紙類消費高の内約三割を占むるのであつて、如何にその主要なる地位を占めてゐるか、と云ふことが判斷せられるのである。

新聞用紙は從來我國の供給能力が不足であつた點からも、毎年幾分の輸入は必要であつた、現に昭和十二年に於ては四萬噸、價格にして約八百萬圓の輸入があつた。この事情に鑑み、兩社は新聞用紙の増産を計畫、王子製紙は既に昨年七月より増産設備が動いて居り、北越製紙も昨年十月より増産設備が動いてゐる。この兩社の増産設備は、年額約三萬六千噸であるから、これが完成すれば、今後の供給能力は充分自給自足を可能にし、外國紙の輸入を必要としない状態になつたのであるが、昨年来の節約を必要とするに至つた理由は、全くバルブの供給減にあつたのである。

今その節約の要旨を述べれば、



(一)新聞社は昭和十三年七月——昭和十四年六月の新聞用紙巻取紙の使用を節約して前年度(昭和十二年七月——昭和十三年六月)使用量の八割八分以内とすること、但し節約の實行は九月一日よりとし、七、八兩月を通じて前年度使用量の十二分之二を越えざる限度に於て用紙使用差支へなきこと。

(二)新聞用紙製造業者の當該年度の新聞用紙供給量は一應前年度の供給契約数量の八割八分以内とすること、但し七、八兩月を通じて前年度契約数量の十二分之二迄供給差支へなきこと。

(三)外國紙に付てはその使用実績のみにて又は前年度國産紙供給契約数量と合し月一〇〇〇連を越ゆる場合はその八割八分以内を供給すること。

(四)他へ轉賣したる數量及他より轉賣を受けたる數量に就ては各新聞社に付調査の上轉賣を受けたる數量に就ては供給量を増加すること。

(五)前年度新聞用紙使用量月千連に満たざる新聞社に對しては供給數量を減ぜざること。

(六)前年度新聞用紙使用量月千連以上なるもの一割二分を減ずるに於ては千連に満たざること、なる場合は新聞用紙供給は月千連に停むること。

(七)外地は新聞用紙に付ても原則として内地同様供給を制限すること、するも特に軍事上、統治上等の理由に依り供給量増加の必要ある場合は考慮すること。

前述した通り月使用量千連一連は即ち四頁新聞一千枚で、その目方は約四十七ポンド(餘が節約の限界であつて、これ以下のものは供給の減少はなく、それ以上のものに就てのみ一割二分の節約を實施せんとするものである。又一ヶ月の新聞用紙の使用量が千連と云ふのは多く八頁新聞で朝刊四頁夕刊四頁と云ふ程度のもので、その發行部数は約一萬六千部見當のものである。現在月使用量千連以上の新聞社は我國に於ては約六十社であつて、その六十社の使用量は新聞用紙總消費量の約九割六分餘を占むるのである。即ちこの六十社だけに就て一割二分の節約を實行するならば、大體その目的を達することが出來ると云ふわけだ。

昨年度に於いては前述の如く、月使用量千連以上のものに就て一率に一割二分の節約を實施したのだが本年度(自昭和十

四年七月至昭和十五年六月)では節約の限界を低下して、その範圍を廣むると共に、その使用量に應じて節約率を變へ、使用量の多いもの程節約率を増加され最高を一割五分迄その節約を強化したのである。

その節約率は基準使用數量(年額)に應じて次の如き五段階に分れてゐる。

基準數量	六千連未滿の場合	節約率
〃 六千連以上一萬二千連未滿の場合	〇%	
〃 一萬二千連以上十二萬連未滿の場合	三%	
〃 十二萬連以上百萬連未滿の場合	一・二五%	
〃 百萬連以上二百萬連未滿の場合	一四%	
〃 二百萬連以上の場合	一五%	

### 雜誌用紙の統制

雜誌用紙とは、雜誌用として使用される印刷用紙模造紙、アートペーパー等を云ひ、主に王子製紙、北越製紙、三菱製紙の三社に依り製造せられてゐる。その供給契約期間は新聞用紙の如き七月より六月に至ると云ふ様な一定の契約期間は無く、隨時三ヶ月乃至六ヶ月を期間とするものが多いのである。一ヶ年間の總使用量は約六萬五千噸であつて、新聞用紙に比較すればその使用量は遙に少い。

昨年九月來、昭和十二年下半期使用量実績に對し、二割の節約を實施してゐるのであるがその節約率は一率に雜誌の種類に依り率の階級を附するやうなことはない、また月使用量一萬封度を節約の限界として、これ以上のものに就て二割の節約を實施せしめてゐる。これにより略々その節約の目的を達することが出来る。即ち月使用量一萬封度以上の雜誌の用紙使用高は雜誌用紙總消費量の約九割五分餘を占めてゐるのだ。そして月使用量一萬封度以上の雜誌は六十七社となつてゐる。

然るに本年八月以降雜誌用紙も新聞用紙の節約強化に伴行して、その節約を強化すること、なり、昭和十二年七月乃至昭和十三年六月の期間(以下前期と稱す)に於ける使用數量十二萬封度以上の雜誌に就て、二割一分乃至二割五分の節約を實施せし



むること、なつたのである。即ち新聞用紙の節約に於ける場合と同様に、使用数量の多きもの程、その節約率を高めたのであつて、次の如くその節約率は五段階になつてゐる。

前期使用数量	節約率
十二萬封度以上百二十萬封度未満の場合	二一%
百二十萬封度以上六百萬封度	二二%
六百萬封度以上千二百萬封度	二三%
千二百萬封度以上六千萬封度	二四%
六千萬封度以上の場合	二五%

一般に紙と云ふものは極めて軽く考へられ勝て、人に依つては相當強度の節約をしてもよいではないかと云ふ様なことも云はれてゐるが、決してさう簡單に行くものではないのだ。昨今の如き非常時下に於ては新聞紙のみならず、凡ての方面において反つて紙の需要が増加するものである。

例へば従来木綿袋を使用してゐたメリケン粉袋が木綿の使用が出来なくなつた結果、紙袋がこれに代らうとし又黄麻袋を使用してゐた砂糖袋が麻の輸入制限に依つて同様に紙袋たらんとしてゐる。

斯の如き例はそれこそ枚擧にいとまがない程で、最近しきりに喧しい代用品工業に於ても、ペークライト等の合成樹脂製品の製造には必ず紙若くはバルブ等が必要なのであつて、此方面よりも相當の要求が殺到してゐる。

また最近人造皮革と稱して、紙にウイスコース液を塗布して製造したものがあつたが、之も原料は紙であり、またヴァルカナイズドファイバーと云ふ紙に鹽化亜鉛の溶液を作用せしめて製造した皮革代用品があつたが、これも原料はポロより再製した紙を使用してゐる。その他最近紙類に於ても綿はなし、麻はなしと云ふ時代であるから近頃の紙はほとんど紙製と云つて間違はない。

非常時局下に於ては、此の如く紙の新規需要があるので、到底圓滑な紙の配給は出来得ないのである。次にバルブの問題に就て少しく筆を進めてみよう。

### バルブ需給の變遷

我國のバルブ工業が漸く順調に發展し出したのは、大正二年頃からで、當時の生産額は僅かに七萬五千噸に過ぎなかつたのだが、昭和十年には約七十七萬噸と十倍し、昭和十二年には八十七萬五千噸に達するに至つた。このうち約八十二萬噸は製紙用バルブである。

バルブ輸入の激増は昭和七年以降のことと、これは専ら人絹工業の急激な發達と紙需要の増加に起因するものであつた。即ち昭和七年には約十萬餘噸であつたものが、昭和十一年には三十三萬噸と約三倍弱の激増を示し、昭和十二年には四十七萬五千餘噸に達したのである。

昭和十二年輸入數量の内譯は製紙用約十八萬噸、人絹用約二十九萬噸となつてゐる。他面、バルブの需要方面はどうかと云ふに、バルブの最大消費者は製紙工業と人絹及びスプ工業であり、この外にはセロファン工業、その他特殊用途の消費者があるが、これは前者に比すればその消費量は極めて僅少である。

製紙用バルブ昭和十二年の需要高は、さきにも述べた様に生産高八十二萬噸、輸入高十八萬噸、合計百萬噸だが、その後は前に詳記した如くに、その需要は押えられてゐる。また人絹用バルブを見れば、人絹界は事變以來滯貨の激増に悩み、現在は高率の採短を實施してゐる状態であるが、一方人絹用バルブを使用するスプは、事變によつて綿花羊毛の輸入を阻止する國策織維となり、昨年七月以降は法令によつてオールスプ絲布の使用強制時代に入り、今後益々増産を豫想され、五年後に於けるバルブ需要量は人絹を凌ぐものと見られてゐるが、一昨年度に於ける人絹用バルブ需要高三十五萬五千噸に對し、わが生産高は僅かに五萬五千噸であるから、約三十萬噸は輸入に仰いだのである。昨年度は約三十五萬噸と推定されたのであつたが、これは統制により約三十二萬噸と抑へられた併し、バルブの海外依存は世界バルブ生産の現況からみても、國際貸借改善の見地からすると、看過すべからざる重大問題である。こゝに於いて政府は昨年一月バルブ自給五ヶ年計畫を樹立、昭和十七年を目標としてバルブを自給しようとした。

この計畫は日滿を通じた綜合計畫で、まづ新會社バルブ國策會社の設立による増産を根幹として、これに應急措置としての既設製紙用バルブ工場の一部人絹用バルブ工場への轉換、東北振興バルブ株式會社の増産等により、二十四萬四千噸の増産を試



み、これに新原料及び既存擴充計畫に依る増産を加へて、四十七萬九千噸の増産を圖り、既設備による生産高八十七萬二千噸と合せて、百三十五萬一千噸の生産を實現しようと云ふのだ。

右の計畫中、既存擴充計畫とは北越パルプ、日曹人絹パルプ、日本パルプ工業、山陽パルプ工業の四年産二萬噸計畫を指すのであるが、最も興味深いのは新原料による増産計畫であつて、是はいはゆる新規資材によるもので、坊間代用パルプと稱せられるのはこれである。

これが増産豫定額は十五萬五千噸で、内十萬噸は臺灣に於るバガス、東萱、銀ネム等の原料に依るもの、五萬五千噸は内地に於る、藁根、穀葉、桑皮、マオラン、蘭草、海草、竹、その他の原料を目指すものである。

この代用パルプ生産會社は昨年各方面に簇生し、昨年十月十日現在に於いて既設新設を合せ内外地を通じ合計十八社を算し生産能力合計十三萬一千六百噸と早くも豫定増産額に迫る盛況を示してゐた。

處が政府では本年に到り、パルプ工場建設用資材の供給力を考慮し、既存の五ヶ年計畫を昭和十六年を目標とする生産力擴充三ヶ年計畫に改定した。併し、この三ヶ年計畫によるもパルプの自給自足は三年後に初めて實現されるものであるから、一般輸入物資の抑壓に従ひ、パルプも著しい供給不足を告げるは當然である。依つてその配給に就て全面的統制を實施し、差當り現在に於ける需給の關係を整備することが急務となつた。

### 製紙用パルプの配給統制

製紙用パルプが、一般物資同様昨年以來甚しき輸入の抑壓を受け更に内に於ては人絹用パルプへの轉換が行はれ、その需給の關係を不均衡ならしめたことは既に記述した。こゝに於いて商工省では本年初めから舊物資統制局に於いて、製紙用、化学用パルプの配給を實施するに至つた。その配給の規準は昭和十二年に於ける使用実績としたのであるが、この使用実績は昨年二月商工省に於いて調査したものである。

この配給の規準に就ては色々議論の餘地があるのであるが、とに角過去の実績に依る以外恐らく一寸路が無かつたのであらう。

然らば、この使用実績に對して如何なる配給をしたかと云ふと、大體本年のパルプの供給量を豫想し、これを昭和十二年に於

ける製紙用パルプの使用実績と睨み合せ使用実績に對するパルプ配給比率を五一%としたのである。

これを王子製紙のパルプで六割その他會社のパルプで四割とし、六月迄製紙パルプの配給を續續して來たのである。そこで如何なるパルプを統制品とし、如何なるものを非統制品とたかと云ふと本年六月まで統制パルプとして配給を續續して來たものは、王子製紙、北越製紙、北越パルプ、滿洲パルプ、日曹人絹パルプ、東洋パルプ、高千穂製紙、旭電化工業、康徳華パルプ、東武製紙工業の十會社の製品で、更に本年七月からは山陽パルプ、日本パルプ工業の二會社の製品も統制パルプとして配給せられることになり、都合十二社となつたわけである。

従つて非統制品として自由販賣をなし得るものは、高崎板紙、大昭和製紙、太陽パルプ、東邦化学工業、新興パルプ、ラサ、パルプ工業、臺灣パルプ工業等諸會社の製品と簡易ソーダ法によるソーダパルプである。

簡易ソーダパルプを除き、その他のものは、いづれも最近採業を開始したもので、未だその品質も充分でないが、今後研究改良の結果、その品質も改善せられ、統制品とするも充分なりとの見透しのつき次第漸次統制パルプとして追加することとなるのである。

製紙用パルプの需要者は全國を通じ萬以上のものを數へることが出来る。これらのものに對し直接個々に製紙用パルプの配給をなすことは到底困難なので、地方に於ける手漉業者に對する配給は従來の配給系統を尊重し、かつ商人の立場をも考慮し、地方のパルプ問屋に製紙用パルプの配給を行ひ、その問屋から従來の販賣先である手漉業者等に配給を行つてゐる。

然るに、この問屋の配給は、やゝもすれば地方によつては重複することがあつたので、配給系統複雑なる地方には、その地方のパルプ問屋をして地方的配給組合即ち問屋組合を結成せしめてパルプの配給をなさしめ、その重複を防止したのである。愛媛縣下に於る伊豫パルプ販賣組合は同地方の北村、庄司、合川、井川の四問屋を合併したものである。尙岐卓縣下に於ける製紙原料配給同業會は同地方の宮島、松久、松井の三問屋を合同せしめたものである。

製紙用パルプの配給に最も商工省が苦心したと云はれるのは高知縣であつて、同縣には問屋あり、工業組合あり、個々の製紙業者があり、これらが入れ交つてどうにも手がつけられぬものがあつたと云ふ。そこで結局同地方のパルプ問屋七軒をしてパルプ配給組合を結成せしめ、縣指導の下に製紙用パルプの配給をすることとなつた。かくして全國萬以上を數へる製紙業



者を百九名に壓縮してバルブの配給を実施したのである。

即ち日本製紙聯合會加盟會社九社、其他製紙業者七十四名、製紙工業組合十一組合、問屋組合又は問屋十五名計百九名である。以上の内で日本製紙聯合會加盟會社、その他の製紙業者並びに工業組合に對する配給は圓滑に行はれ、何等の心配がないのであるが、今後とも尙監視を要するものは問屋組合又は問屋に對する配給であらうか。

重複を避け圓滑なる配給をなさしめるためには、問屋組合又は問屋が配給する最終消費者個々の配給先別配給數量を豫め決定せしめて、然る後にバルブの配給を行ひ豫定通りの最終消費者個々に對する配給を実施せしむれば重複もなく配給の圓滑を期し得られるのである。

### 製紙用化學バルブ配給協議會

前述の如く従來製紙用化學バルブの配給は舊物資調整局に於て實施せられて來たのであるが、昭和十四年六月十四日、工商省指導の下に關係業者間に製紙用化學バルブの配給協議會が成立、この機關を通じて化學バルブの圓滑な配給が自治的に行はれ始めた。

本協議會は日滿バルブ聯合會、製紙バルブ同業會、國產バルブ同業會、製紙用バルブ問屋組合及びこれに屬せざる問屋、日本製紙聯合會、製紙工業組合及び前二者に屬せざるその他の製紙業者を以て組織するのである。

本協議會は一定期間毎に協議會を開いて次の如き事項を協議する。

- 一、日滿バルブ聯合會々員の製造する製紙用化學バルブの販賣數量
- 二、製紙バルブ同業會々員の輸入する第三國產製紙用化學バルブの輸入數量
- 三、製紙用化學バルブ需要者に對する割當數量

而して本協議會に於てはバルブ配給に必要な資料の蒐集をなすと共に、亦世話役として幹事若干名が置かれ最初の幹事として選任せられたのは、王子製紙、北越製紙、三井物産、安宅商會、三菱製紙、日本紙業、小田原製紙の七會社である。

本協議會は今後充分なる調査を行ひ配給量の決定をするのであるが、その調査には相當の時日を要するので、差當り七月以降九月迄の配給は従前通りとし、十月以降十二月の期間に於ける配給は新しい調査に基き、配給數量の改定をなすことにな

つてゐる。本協議會で差當り配給を行ふものは、製紙用化學バルブのみであるが、今後は碎木バルブ(機械バルブ)に就ても配給を考慮するの必要があると思はれる。

尙將來に就て云へば、將來は單にバルブのみに限らず、マニラ麻、松脂、カゼイン等の如きものまで、本協議會に於て配給をなすやうにならぬと考へられる。

### 新聞廣告よ何處へ行く

以上述ぶる如く、紙飢饉は益々甚しくなつて來た。結局紙を一番多く使ふ新聞に節約せしむるより外に途は無いのである。之を以て工商省では新聞社に對し紙の節約を強制すると共に、内務省をして小新聞社の廢刊を慫慂せしむるに至つた。昭和十三年頃より此政策は着々として實行されて居る。

一方、工商省の新聞用紙統制策は、益々徹底的となり、朝刊八頁を以てその理想とするもの、如く察せられるので、斯くては到底新聞社はその存立に堪へずとなし、日本新聞協會等を通じて、頻りに統制緩和を陳情して居るが、前途の形勢に付ては逆塔を試さざるものがある。

八頁建てにまで追ひ詰められるかどうかは疑問であるが、今日以上の増頁は到底想像することが出來ない。一方活字は最小限度まで小さくなつて居り、段數も亦隨つて今日以上殖やすことは出來ぬ。

ニュースは増加する一方であり、旁々もつて廣告面の將來は狭少となるのみであらう。斯くして新聞廣告よ、汝は何處へ行かんとするかの感を、愈よ深くするものである。

廣告のスペースに多大のプレミアムの附く時代も、亦近々に在るを想像される。



### 第十三章 廣告關係團體

新聞及新聞廣告に關する團體は尠からず存在するが、右の中新聞廣告に交渉を有する團體を左に紹介する。

#### 日本新聞協會

日本新聞協會はもと新聞協會と稱し、大正二年の創立に係る。本協會は我國における新聞關係團體中最大且つ代表的のもので、全國日刊新聞社、通信社及新聞廣告代理業に従事する者を以て組織し、専ら會員の親睦を旨とし、斯業の發達を計るを以て目的とす。而して畏くも總裁には、東久邇宮稔彦王殿下を奉戴し、會長は伯爵清浦奎吾、理事長は光永星郎氏である。

現行會則次の如し。

#### 日本新聞協會會則

- 第一條 本會は日本新聞協會と稱し、日刊新聞社、日刊通信社等新聞事業に従事する者を以て組織す
- 第二條 本會は事務所を東京市に置く
- 第三條 本會は専ら親睦を旨とし、會員並に新聞事業に従事する者の共済を計り、斯業の發達並に文化の向上を期するを以て目的とす、但し政治問題に關與せざるものとす
- 第四條 前條の目的を達する事業及之に關する細目は、理事會に於て之を決定す
- 第五條 本會は皇族を總裁に奉戴す

第六條 本會に左の役員を置く

- 一 會長 壹名 一 相談役 若干名
- 一 理事長 壹名 一 理事 若干名
- 一 監事 參名 一 評議員 若干名

但理事は互選を以て常任理事若干名を置くことを得

第七條 會長は本會を代表し、會務を總轄す、會長事故ある時は會長其代理者を指命す

第八條 相談役は會長の諮問に依り會務に參與す

理事長は理事會を代表し、理事は會長を輔佐し、會務を掌理す、監事は會計並に會務執行の狀況を監査す

第九條 會長相談役は評議員會に於て之を選定し、理事及監事は評議員中より之を互選し、理事長は理事中に於て之を互選す

第十條 本會に書記長一名並に書記若干名を置く

書記長並に書記は理事長之を選任し、庶務に従事す

第十一條 評議員は大會に於て之を選挙し、會長之を薦任す

第十二條 會長、相談役、理事及評議員の任期は三ヶ年とし、監事は二ヶ年とす、但し再選を妨げず

第十三條 役員の缺員三分の一以内なるときは、補缺を爲さざることを得

補缺役員は前任者の残任期とす

第十四條 役員は任期満了後と雖も、後任者の就任する迄は其の職務を行ふものとす

第十五條 新聞界に功勞ありし人並に本會の爲めに特に援助を與へられたる人は、評議員會の決議に依り名譽會員若しくは相談役に推薦す

第十六條 本會は一年一度大會並に評議員會を開く、但し臨時大會並に臨時評議員會を開くことあるべし

第十七條 評議員會に於て議決又は審査すべき事項の概目は左の如し

- 一 本會の會則變更に關する事



二、本會の豫算に關する事

三、決算報告に關する事

四、會長相談役、理事、監事選舉に關する件

第十八條 評議員會の開會は評議員四分の一以上の出席あることを要す

但し再度招集するも尙四分の一に達せざるときは此の限にあらす

第十九條 理事會並に評議員會の決議は多數決に據る可否同數なるときは議長之を決す

第二十條 理事會は必要の都度開會す

第二十一條 本會の會計年度は四月一日に始まり翌年三月末日に終り大會に之を報告す

第二十二條 本會の會員たらんとするものは會員貳名以上の紹介を要し理事會に於て之を決す

第二十三條 入退會の手續並に會費、入會金等は理事會に於て之を決す

會則第二十三條に依り入退會及會費、入會金等に關する細目を左の通り決議す

第一條 本會會員を別ちて左の二種とす

イ、甲種會員

ロ、乙種會員

第二條 甲種會員は日刊新聞社、日刊通信社、新聞廣告代理業者の代表者並に同一社内の副社長、其他重役、主幹、主筆等にして代表者より之を推薦し、甲種會員二名以上の紹介に依り理事會の承認を得たるものとす。但し代表者は一社一名に限る

第三條 乙種會員は三ヶ年以上日刊新聞、日刊通信、新聞廣告代理業に従事したるものにして其從屬する甲種會員の紹介に依り理事會の承認を得たるものとす

第四條 乙種會員にして甲種會員を有せざる日刊新聞社、日刊通信社、新聞廣告代理業者に轉じたる場合は會員たる資格を失ふものとす

第五條 乙種會員が所屬社を退任したる場合は其の資格を失ふものとす

第六條 除名にあらすして本會を退會したるものが再入會する場合は入會金を要せず

第七條 本會入會金は左の如し

甲種會員 金壹百圓也

乙種會員 金拾圓也

但し乙種會員が甲種會員となりたる場合は入會金を要せず

第八條 本會會員の會費は左の如し

甲種會員 年額金貳拾圓也

乙種會員 年額金六圓也

第九條 會費は毎年度の始めに於て納入するものとす

但し新入會員は入會申込の時其の年度の會費及入會金を納入するものとす

第十條 會員退會の場合其の如何なる理由あるも一度納入したる入會金及會費は返戻せず

第十一條 本會會員にして本會の體面を毀損する行爲ありと認めたる時及會費の拂込を怠りたる時は理事會の決議に依り之を除名す

第十二條 會費、怠納に依る除名は怠納期限を一ヶ年とす

附 則

第十三條 本細目は大正十四年十二月三日より施行す。但し本細目施行前に於ける會員の既得權は之を認む

第十四條 乙種會員の入會金は、大正十五年通常大會開會迄に入會の手續を了したるものに對しては之を免除す

第十五條 本細目施行前に於ける會員の代表者は甲種會員と見做す

前項の甲種會員を除く現在役員は乙種會員と見做す

第十六條 本細目第三條中三ヶ年以上従事したるものなることを要する規定は當分の間之を適用せず



第十七條 乙種會員の入會に對しては雖に大正十五年大會議の入會は入會金を要せざる旨決議せるも更に此期間を延長し當分の間入會金を免除するものとす

### 共濟事業暫定細則

會則第三條による會員相互共濟の事業を實施するには相當多額の基金を必要とするものなるに付速に一定の基金又豫定の會員數を得る事に努力すること、し當分の間暫定細則を左の通り定む

第一條 本細則施行に要する基金は篤志寄附金及甲乙兩種會員の拂込みたる會費並に兩者より生ずる利息を以て之に充つ

第二條 贈與を受くべき場合及其標準左の如し

一、死亡の時 該會員入會後拂込みたる會費の累計額及其利子並に相當の弔慰金

二、退會の時 三ヶ年以上繼續して會員たりし者にて退會の場合に入會後拂込みたる會費の果額及之に對する利子相當額

三、公務に據る疾病若くは遭難の時 輕重並に諸般の事情を參酌し理事會に於て之を評議し相當の贈與を爲す

第三條 前條に該當せざる場合と雖も理事會に於て共濟の必要ありと認めたる際は會員若くは其遺族に對し相當の贈與を爲すことを得

爲すことを得

第四條 會員にして本細則に該當の事故發生したる時は詳細に事實を具し本會に之を通知すべし

第五條 前條の通知に接したるときは直に其手續を了すべし

第六條 本細則に依り共濟を受くべき者は乙種會員に限るものとす

### 附 則

第七條 本細則は大正十五年四月一日より之を實施す

第八條 贈與の標準は本會基金の増加及會費の累積に應じ理事會に於て量定するものとす

### 廣告料不拂通知に關する委員會規定

第一條 日本新聞協會會則第三條に規定せる新業發達の目的を達する爲め廣告料金を不拂者に關する委員會を設く

第二條 委員の數を若干名とし理事會に於て選舉す委員の任期は一ヶ年とす

第三條 甲種會員所屬の社より廣告料金を不拂者に對し取引を拒絶したる旨本協會に届出ありたるときは委員會を開き双方に就て慎重の調査を遂げたる上不拂通知を發すべきや否やを決す

第四條 委員會の決議は過半數の委員出席し其の多數決に依る

第五條 不拂通知は社を代表する甲種會員に對して之を爲す

第六條 前條の通知を受けたるときは本協會より解除の通知ある迄は其所屬社に於て商品名商號名稱の如何を問はず不拂者に關する廣告一切を掲載せざるものとす

第七條 不拂解除したるときは第三條に依り取引拒絶を届出でたる者より速に其旨を本協會に届出づべし

第八條 前條の届出ありたるときは委員會に其旨を通知し且つ第五條に依り通知を爲したる會員に之を通知すべし

### 日本新聞賞規定

第一條 日本新聞協會は我國新聞通信界の進歩發達に功勞ありたる者に對し本規定の定むる所に依り賞を授く

第二條 前條に依る賞を日本新聞賞と稱す

第三條 日本新聞賞は個人賞にして賞牌又は賞金とす但し賞牌及賞金を併せ授くることを得賞牌の制式及賞金額は理事會に於て之を定む

第四條 日本新聞賞授賞者の審査は新聞賞委員之を行ふ

第五條 日本新聞協會甲種會員は受賞者の推薦を爲すことを得

但し右の推薦には甲種會員二名以上の賛成あることを要す

第六條 新聞賞委員の任期は一ヶ年とし毎年度初の理事監事會の推薦により會長之を選任す但し重任を妨げず

第七條 新聞賞委員の議決は多數決に依る



第八條 新聞賞委員は書面を以て審査の経過及結果を理事監事會に報告すべきものとす

第九條 理事監事會は新聞賞委員の報告を審議し授賞の議決を行ふべし

但し授賞の議決には投票總數三分の二以上の賛成あることを要す

第十條 前條に依り授賞の議決ありたるときは審査報告書其他授賞に關する一切の事項を評議員會に報告すべし

第十一條 新聞賞委員中より委員長を選挙し委員長の指命する幹事若干名を置き審査の當務に當らしむる

第十二條 新聞賞委員長は日本新聞協會員外より審査顧問を囑託することを得

第十三條 受賞者範圍を左の通り定む

- 一、新聞通信の編輯製作に關し功績ありたる者
- 一、新聞通信の營業に關し功績ありたる者
- 一、印刷機械器具に關し優秀なる發明考案を爲したる者
- 一、新聞廣告に關し功績ありたる者
- 一、右の外新聞信界に著しく功勞ありたる者

### 新聞廣告獎勵會

昭和五年十一月十一日、日本電報通信社創立三十周年記念事業の一として組織されたるものである。

#### 新聞廣告獎勵會規定

- 一、本會ハ新聞廣告獎勵會ト稱ス
- 一、本會ノ事務所ヲ日本電報通信社内ニ置ク
- 一、本會ハ新聞廣告ノ進歩發達ヲ圖ルヲ目的トシ毎年十一月十一日ヨリ翌年十一月十日マデノ一ケ年中全國日刊新聞紙上ニ掲載サレタル廣告ニ就キ左ノ方法ニ依リ審査ノ上優秀ナルモノヲ選ビ夫々其廣告主ニ對シ賞牌ヲ贈與ス

(イ) 審査選定スベキ廣告ヲ

(一) 藥品 (二) 化粧品 (三) 圖書 (四) 飲食食品 (五) 服裝機器其他雜件ノ五部ニ分チ各部門ニツキ壹等、貳等、參等ヲ定ム

(ロ) 右五部門ノ當選廣告中ヨリ更ニ綜合嚴選ノ上最優等ヲ選定ス

一、當選廣告ニ對スル賞牌左ノ如シ

最優等	商工大臣盃	(一ケ年保持)
壹等	金牌	壹個
貳等	銀牌	貳個
參等	銅牌	若干個

一、審査ニ附スベキ廣告ハ本會ニ於テ之ヲ蒐集ス

但シ會員自ラ其廣告ヲ本會事務所ニ提供シテ審査ニ附スルコトヲ求ムルヲ得

一、審査ノ結果當選シタル廣告及ビ豫選中ノ佳作ヲ以ノ編輯セル年鑑、新聞廣告總覽ヲ發行ス

一、以上ノ外本會ハ今後新聞廣告ノ進歩發達ニ特ニ功勞アリタル者ニ對シ理事會ノ推薦ニ依リ之ヲ表彰スルモノトス

一、本會ノ會員ヲ分チテ左ノ二種トス

□ 維持會員 一ケ年會費金二十圓ヲ納ムル者

□ 通常會員 一ケ年會費金十圓ヲ納ムル者

會員ニハ當會發行ノ新聞廣告總覽ヲ贈呈ス

一、本會ニハ左ノ役員ヲ置ク

- 名譽會長 一名
- 理事長 一名
- 理事 若干名

一、名譽會長ハ學識德望アル人ヲ推戴ス、理事長ハ理事中ヨリ互選シ、理事ハ維持會員中ヨリ選出ス



理事ノ任期ハ三ヶ年トシ再選ヲ妨ゲズ  
 一、本會ノ會務ノ一切ハ理事會ニ於テ處理ス  
 一、優秀廣告審査決定ノ爲メ理事會ニ於テ審査員若干名ヲ選定ス  
 審査規定ハ別ニ之ヲ定ム

### 協 同 會

東京新聞廣告代理業者により大正三年六月六日をもつて組織せられたもので會則左の如し

#### □規 約

- 第一條 本會は新聞廣告代理業者を以て組織す
- 第二條 本會は親睦を旨とし斯業の利益を擁護し其進歩發達を計るを以て目的とす
- 第三條 本會は協同會と稱し事務所を東京市内便宜の地に置く
- 第四條 本會は會員中より社名イロハ順に依り二名の幹事を置き一切の會務を處理す其任期は半箇年とす
- 第五條 本會は毎年六月及十二月に定時總會を開き會務を議す
- 第六條 本會は例會として毎月一回懇話會を開く
- 第七條 本會員は會費として毎月金拾圓也を納むるものとす
- 第八條 本會に入會せんとする者は三箇年以上斯業に従事したるものにして五百圓の入會金と全會一致の決議とを要す。但し此場合に於ては無記名投票法に依り可否を決す
- 第九條 入會金及會費は事情の如何に不拘返戻せざるものとす
- 第十條 本會員にして本會の趣旨に悖り又は本會の名譽を毀損するものは總會の決議に依り之を除名す。但し此場合は第八條の決議方法に據る

### 廣 告 談 話 會

- 第十一條 本會員にして六ヶ月以上會費を納めざるものは退會せしものと見做す
- 第十二條 本會員中其社員に退社を命したる場合雇用せんとするときは互に之を通知するものとす
- 第十三條 本會には金銭出納簿並に記録を置き幹事交替の時は以上の帳簿及書類を金銭と共に引渡すものとす
- 第十四條 本規約は全會員三分二以上出席一致の決議に非らされは變更することを得ず

本會は大正三年十月の創立にして東京に於ける廣告關係者の社交機關である。會則次の通り

#### □會 則

- 第一條 本會は廣告談話會と稱す
- 第二條 本會の事務所を日本電報通信社内に置く
- 第三條 本會は廣告主並に代理業者を以て組織し廣告を研究し斯界の進歩發達を圖るを目的とす
- 第四條 本會に幹事五名を置く
- 第五條 幹事は例會に於て之を選定し其の任期は壹ヶ年とす
- 第六條 幹事は協同して會務を處理し重大なる問題は會員總會に諮る
- 第七條 本會員は出席の有無に係らず月額金五圓を支拂ふものとす(但し參ヶ月分宛前納の事)
- 第八條 新に入會希望者に本會員の紹介を要す
- 第九條 本會々員にして退會せんとする時は其の旨幹事に通知すへし(但し退會者に對しては既納の會費は返付せざるものとす)
- 第十條 本會々員にして參ヶ月以上會費を納めざるもの又は體面を汚し會の不利益となる行爲ある者は退會せしむることあるへし



- 第十一條 本會は毎月拾六日例會を開く拾六日日曜日なる時は拾七日とす
- 第十二條 本會は研究或は調査の必要に應じ適宜専門委員を囑託することあるへし
- 第十三條 幹事は毎年壹回會計及事務の報告を爲すものとす
- 第十四條 本會則は會員過半數の決議に依り變更することを得

### 日本廣告聯盟

創立 昭和四年十一月

組織 日本主要都市に於ける廣告に關する諸團體を組織す

目的 我國の各地廣告團體相互の連繼を密接にし更に海外廣告團體と連結を保ち廣告の進歩改善に必要なる事項を研究するを以て目的とす

事務所 東京市京橋區銀座西六丁目 鍋町ビル内

役員 理事は加盟各團體より選出し理事長及副理事長は理事中より互選す選出理事の割當數は理事會に於て定め、理事の任期は二ケ年とす

理事 長 一名 (東京及大阪より二年毎に交互選出す)

副理事 長 二名 (東京大阪より交互に一名を選出し更に大會主催地より一名を選出す)

理事 事 (各團體の所屬會員の數に應じ選出す)

經費 本會の經費は加盟團體選出理事の數に應じ之を負擔し或は寄附金其他の收入を以て之を支辨す

事業 我國廣告事業の向上發展の諸策を議する爲には毎年十一月を期し加盟都市に於て大會を催

し全國廣告關係者の合同會議を行ひ更に國際廣告會議に参加し廣告を通じて國際的親善を圖ると共に斯業の向上に資す

#### 加盟團體

- 北海道廣告協會 仙臺廣告協會 金澤廣告協會 平廣告研究會 日本廣告俱樂部 日本廣告協會
- 日本商業美術協會 豐橋廣告協會 名古屋廣告協會 大阪廣告協會 大阪廣告主俱樂部 屋外廣告協會 木曜俱樂部 京都廣告俱樂部 廣島廣告協會 福岡廣告協會 函館廣告協會 旭川廣告協會

#### 日本廣告聯盟賞

日本廣告聯盟は昭和十年大會に於て日本廣告聯盟賞を制定した尙同賞贈與委員會規定は左の如し

#### 委員規定

- 一本會ハ日本廣告聯盟賞贈與委員會ト稱ス
- 一本會ノ事務所ハ日本廣告聯盟本部内ニ置ク
- 一本會ハ本邦廣告ノ進歩發展ヲ圖ルヲ目的トシ廣告ノ功勞者並ニ毎年一月一日ヨリ十二月末日マデ一ケ年間ニ於ケル優秀ナル廣告作品著作又ハ研究論文ニ對シ審査ノ上日本廣告聯盟賞ヲ贈呈ス
- 一審査ニ附スベキモノハ本會ニテ之ヲ蒐集ス但シソノ資料ヲ提出シテ審査ヲ求ムル事ヲ得
- 一審査選定ノ爲本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 委員長 一名
- 委員 若干名(聯盟理事)
- 一委員中ヨリ常任委員若干名ヲ選定ス贈與規定ノ細則ハ委員會ニ於テ別ニ定ム



贈與規定細則

- 一、適用範圍 本賞ハ贈與委員會ノ決議ニ從ヒ新聞雜誌廣告、ソノ他ノ廣告物並ニ廣告上ノ研究又ハ個人的功勞者ニ限リ適用スルモノトス。蓋シ本賞審査委員會ガ凡ユル廣告ヲ精密ニ調査スル事ハ事實上不可能ニ屬スルヲ以テ、本賞施行範圍即チ日本帝國内ノ前項ニヨルモノニシテ審査委員ノ目ニ觸レタルモノハ特ニ常任委員會ニ送附スルカ、又ハ注意スルカ、又ハ審査ニ應セントスル資料ヲ常任委員會ニ提出スルコト、常任委員會ハ隨時ニ開キ直チニ審査委員並ニ顧問ヨリナル審査會ニ提出スルモノトス。
- 二、施行期間 毎年一月一日ヨリ十二月末迄ノ間ニ於ケル個人功勞、又ハ同期間ニ掲載發表セル廣告、又ハ廣告研究ハ同期間内ニソノ全部ハ又ハ一部ガ發表セラレタルモノニ限ル。
- 三、種類 本賞ヲ分チテ次ノ三種トス
  - 第一種 個人的功勞者ニ酬ユルノ賞
    - 個人カ廣告ノ進歩發達ニ資シタル顯著ナル功勞アリタルモノ
  - 第二種 研究ニ酬ユルノ賞
    - 廣告ノ組織的研究ニ酬ユルノ賞ニシテ實際的且ツ科學的價值アリト認めタル廣告研究ニ關スル著作又ハ研究論文ニ授與スルモノナリ
    - 但シ審査セラレタルモノハ刊行物ニ發表セラレタルモノニ限ル
  - 第三種 優秀ナル廣告作品ニ酬ユルノ賞
    - 甲類 日本帝國中ノ新聞若シクハ定期刊行物ニ掲載セラレタル廣告ニシテ、ソノ技術若クハ實質ノ優秀タルコトヲ査定セラレタルモノ、ソノ要點ハ
      - 一、廣告文ノ優レタルモノ
      - 二、圖解ノ有無ヲ問ハズ、巧妙ノ用語ヲ以テ目的ヲ最も有効ニ達成セルモノ
      - 三、活字用法ノ最も巧妙ナルモノ
    - 乙類 四形式ノ如何ヲ問ハズ、最も有効ナル繪畫的説明ヲ用ヒタルモノ
    - 丙類 ポスター、型録、店頭裝飾、諸照明、屋外廣告建築物ソノ他等ニテ優秀ナリト査定セラレタルモノ

淡 交 會

- 一、昭和五年四月創立
- 二、新聞雜誌廣告を合理的に効果的に利用せんとする廣告主の團體

東京新聞廣告協會

- 京橋區銀座西五丁目四 豐國通信社内
- 一、大正十三年十二月同上
- 二、廣告代理業者を以て組織し、會員相互の親睦を圖り業務上の福利を増進するを以て目的とす

日本廣告俱樂部

- 京橋區銀座西六丁目五 鍋町ビル(電銀座七八八)
- 一、昭和四年四月同上
- 二、廣告に關係を有する事業の經營者廣告實務の擔當者及廣告に興味を有する個人及法人を以て組織し、會員相互親睦を敦ふし廣告界の發達を計るを以て目的とす
- 三、理事長 津村重舍

日本宣傳人俱樂部



神田區錦町一丁目五 廣告界編輯部内  
一、昭和十四年三月同上

### 彌生會

一、昭和三年三月同上  
二、廣告取引の合理化を目的として大廣告主を以て組織す  
四、カルピス製造株式會社、近藤商事株式會社、三共株式會社、鈴木商店、中山太陽堂、丸見屋商店、森永製菓株式會社

### 大阪廣告協會

北區中之島 大阪市役所産業部内電北濱五〇五一  
一、大正九年二月同上  
一、廣告に關聯する總ての事項を研究調査し會員相互の懇親を謀り利益を増進し併せて一般廣告思想の普及を圖り以て産業の發達に資するを以て目的とす  
三、會長 森平兵衛

### 大阪廣告主俱樂部

大阪市南區心齋橋筋二丁目 をぐらやビル(電南三七三)  
一、大正十五年十月同上最初大阪廣告俱樂部と稱し昭和七年七月廣告研究俱樂部と改め昭和十一年

九月現稱に改む

二、大阪市及び其附近に本支店を有する廣告主を以て組織し俱樂部員相互の親睦を圖り廣告の進歩並に效果増進を攻究するを以て目的とす

### さつき會

大阪市南區心齋橋筋二丁目 をぐらやビル  
一、昭和十年五月同上  
二、在阪廣告主を以て組織す

### 新聞廣告業聯盟

一、昭和十三年十月同上  
二、新聞廣告代理業者を以て組織す

### 新藥廣告研究會

一、昭和八年六月同上  
二、大阪市船場署管内に店舗を有する新藥業者を以て組織し新藥及新製劑の廣告に關する事項を研究し且つそれが淨化を圖るため相互自戒す

### 水曜會



一、大正五年十一月一日同上

二、廣告代理業者を以て組織し相互に徳義を尊重し其の共通利益を擁護するを目的とす

### 文案家協會

大阪市北區堂島濱通一丁目八〇 三元社内電北五一七〇

一、昭和十一年四月六日同上

一、在阪の文案家のみを以て組織する友交團體にて、文案の研究發表或は座談會を行ふ

### 木曜俱樂部

大阪市東區高麗橋五丁目 萬年社内電北濱四二七二

一、昭和二年七月同上

二、廣告界の向上を期し廣告の理論竝に實際を研究し併て會員相互の親睦を圖るを以て目的とす

## 第十四章 一覽諸表

### (一) 廣告年次總行數表

(單位千) 下位を切捨てたるを以て合計に於て多少の違算あり

年次	總行數	合計	地域	藥品	化粧品	圖書	織物	會社	決算	官公署	登記	食料品	病院	雜品	出帆	演藝	雜件	案内	震災	學校
明三	二五〇九九	七、三八	東京	一、二三四	八五九	一、〇七	三三	四四八	三七三	一四一	四九	三六一	一、〇五	四〇〇	三三〇	三三	四〇八			六 東京十七新聞
		三、六四	大阪	七七一	七三	二八〇	八三	一六六	一〇六	三八	四〇	五二	一、〇〇	三三〇	三三〇	三三	四〇八			三 大阪四新聞
		四、七四	地方	三、〇〇〇	一、一九三	一、三五八	五五	七七三	三三二	二六七	二五	二八七	三七八	八五〇	八五〇	三、九六〇	三、九六〇			一六 地方三十四新聞
四三	二七〇五三	七、八六	東京	一、三三三	一、〇三三	一、三六三	一九一	五五八	三三二	二六七	二五	三二四	三七八	八八三	三三〇	七、一五	五〇五			八 東京十七新聞
		三、四六	大阪	八四三	七四三	二九	六〇	一七	九三	七六	六三	五三	三〇〇	三三〇	三三〇	三三	四四九			三四 大阪四新聞
		一、五七	地方	二、六九	一、八四四	一、六五〇	三三四	九六六	三三〇	三三七	三二八	七五九	三三三	三三三	九三三	一、九三三	六二七			一九 地方三十六新聞
四二	三〇七三三	八、七三	東京	一、三三三	一、一三一	一、三三一	二〇八	五六一	三三〇	一九	一七三	三三三	一、〇三一	三三一	三三一	一、九三三	六二七			六六 東京十七新聞
		三、八四	大阪	八八九	八八三	二六	六一	三三	九七	六六	六三	五三	五〇四	三三	三三	四四九	四二			三六 大阪四新聞
		一、八二	地方	三、七三	二、七三	一、八五五	四八七	九八六	三三三	三三三	三三一	五八五	三三〇	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	五九			一四 地方三十六新聞
四一	三三、七三三	一八、二三	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			八三 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
四〇	三三、〇九一	二二、〇七	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
三九	三三、〇九一	一九、〇七	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
三八	三三、〇九一	一六、一八	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
三七	三三、〇九一	一三、二七	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
三六	三三、〇九一	一〇、三六	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
三五	三三、〇九一	七、四五	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
三四	三三、〇九一	四、六三	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
三三	三三、〇九一	一、七三	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
三二	三三、〇九一	〇、八六	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
三一	三三、〇九一	〇、〇〇	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
三〇	三三、〇九一	〇、〇〇	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
二九	三三、〇九一	〇、〇〇	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
二八	三三、〇九一	〇、〇〇	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞
二七	三三、〇九一	〇、〇〇	東京	一、四〇〇	一、七三六	一、三〇一	一三七	五七一	三三〇	一七〇	一〇三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			六 東京十五新聞
		四、〇九	大阪	八八〇	一、〇〇七	三三七	六九	三三六	一〇六	六一	七五	八三〇	三九九	三九九	三九九	三九九	四〇八			二七 大阪四新聞
		二、一〇	地方	三、七九	四、一五四	二、〇八九	三八三	一、七五四	三七一	三三	四六六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三			一四 地方三十六新聞



年次	總行數	合計	地域	藥品	化粧品	圖書	織物	會社	決算	官公署	登記	食品	病院	雜品	出帆	演藝	雜件	案内	震災	學校
昭三	101,505	1,178,100	大阪	26,911	23,616	1,601	381	576	186	63	1,710	181	1,451	2,694	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	大阪五新聞
昭二	101,505	1,178,100	大阪	26,911	23,616	1,601	381	576	186	63	1,710	181	1,451	2,694	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	大阪五新聞
昭一	101,505	1,178,100	大阪	26,911	23,616	1,601	381	576	186	63	1,710	181	1,451	2,694	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	大阪五新聞
昭元	101,505	1,178,100	大阪	26,911	23,616	1,601	381	576	186	63	1,710	181	1,451	2,694	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	大阪五新聞

年次	總行數	合計	地域	藥品	化粧品	圖書	織物	會社	決算	官公署	登記	食品	病院	雜品	出帆	演藝	雜件	案内	震災	學校
昭三	101,505	1,178,100	大阪	26,911	23,616	1,601	381	576	186	63	1,710	181	1,451	2,694	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	大阪五新聞
昭二	101,505	1,178,100	大阪	26,911	23,616	1,601	381	576	186	63	1,710	181	1,451	2,694	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	大阪五新聞
昭一	101,505	1,178,100	大阪	26,911	23,616	1,601	381	576	186	63	1,710	181	1,451	2,694	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	大阪五新聞
昭元	101,505	1,178,100	大阪	26,911	23,616	1,601	381	576	186	63	1,710	181	1,451	2,694	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	大阪五新聞







年次	東朝	東日	讀賣	報知	中外	國民	都	大朝	大毎	日	新愛知	名古屋	河北	タイムス	備
六	1,018	1,113	850	1,011	899	1,226	600	2,119	3,026	1,333	1,077	1,044	896	1,326	
七	1,226	1,327	1,015	1,339	976	1,355	877	2,521	3,588	1,563	1,414	1,263	1,133	1,626	
八	1,711	1,812	1,269	1,711	1,366	1,664	977	3,644	4,611	1,895	1,663	1,495	1,265	1,707	
九	2,099	2,200	1,635	2,091	1,677	1,999	1,388	4,043	5,010	2,334	1,890	1,790	1,366	2,155	
一〇	2,649	2,750	2,048	2,640	2,197	2,519	1,747	4,366	5,350	2,533	2,185	2,163	1,554	2,473	
一一	3,263	3,364	2,688	3,258	2,848	3,107	2,138	4,777	5,763	2,821	2,590	2,534	1,711	2,800	
一二	3,997	4,098	3,323	3,988	3,488	3,741	2,538	5,193	6,171	3,232	2,990	2,934	1,971	3,100	
一三	4,731	4,832	4,055	4,728	4,178	4,474	2,938	5,603	6,584	3,541	3,400	3,247	2,111	3,408	
一四	5,465	5,566	4,791	5,456	4,928	5,209	3,338	6,000	7,000	3,850	3,708	3,557	2,320	3,715	
一五	6,200	6,301	5,528	6,193	5,680	5,944	3,742	6,411	7,411	4,159	4,018	3,866	2,529	4,022	
一六	6,934	7,035	6,265	6,928	6,416	6,678	4,146	6,822	7,822	4,468	4,327	4,175	2,738	4,329	
一七	7,668	7,769	7,002	7,663	7,152	7,416	4,550	7,233	8,233	4,777	4,636	4,484	2,947	4,636	
一八	8,402	8,503	7,739	8,397	7,888	8,152	4,954	7,644	8,644	5,086	4,945	4,793	3,156	4,943	
一九	9,136	9,237	8,476	9,131	8,620	8,916	5,358	8,055	9,055	5,395	5,254	5,102	3,365	5,250	
二〇	9,870	9,971	9,213	9,865	9,352	9,680	5,762	8,466	9,466	5,704	5,563	5,411	3,574	5,557	
二一	10,604	10,705	9,950	10,600	10,092	10,444	6,166	8,877	9,877	6,013	5,872	5,720	3,783	5,866	
二二	11,338	11,439	10,687	11,333	10,824	11,208	6,570	9,288	10,288	6,322	6,181	6,029	3,992	6,175	
二三	12,072	12,173	11,424	12,067	11,560	11,972	6,974	9,699	10,699	6,631	6,490	6,338	4,201	6,484	
二四	12,806	12,907	12,161	12,801	12,296	12,736	7,378	10,110	11,110	6,940	6,800	6,647	4,410	6,793	
二五	13,540	13,641	12,898	13,535	13,032	13,500	7,782	10,521	11,521	7,249	7,109	6,956	4,619	7,102	
二六	14,274	14,375	13,635	14,270	13,768	14,264	8,186	10,932	11,932	7,558	7,418	7,265	4,828	7,411	
二七	15,008	15,109	14,372	15,003	14,504	15,028	8,590	11,343	12,343	7,867	7,727	7,574	5,037	7,720	
二八	15,742	15,843	15,109	15,737	15,240	15,792	8,994	11,754	12,754	8,176	8,036	7,883	5,246	8,029	
二九	16,476	16,577	15,846	16,471	15,984	16,556	9,398	12,165	13,165	8,485	8,345	8,192	5,455	8,338	
三〇	17,210	17,311	16,583	17,205	16,720	17,320	9,802	12,576	13,576	8,794	8,654	8,501	5,664	8,647	
三一	17,944	18,045	17,320	17,939	17,456	18,084	10,206	12,987	13,987	9,103	8,963	8,810	5,873	8,956	
三二	18,678	18,779	18,057	18,673	18,176	18,848	10,610	13,398	14,398	9,412	9,272	9,119	6,082	9,265	
三三	19,412	19,513	18,794	19,407	18,912	19,612	11,014	13,809	14,809	9,721	9,581	9,428	6,291	9,574	
三四	20,146	20,247	19,531	20,141	19,636	20,376	11,418	14,220	15,220	10,030	9,890	9,737	6,500	9,883	
三五	20,880	20,981	20,268	20,875	20,372	21,140	11,822	14,631	15,631	10,339	10,200	10,046	6,709	10,192	
三六	21,614	21,715	21,005	21,609	21,096	21,904	12,226	15,042	16,042	10,648	10,510	10,355	6,918	10,501	
三七	22,348	22,449	21,742	22,343	21,824	22,668	12,630	15,453	16,453	10,957	10,820	10,664	7,127	10,810	
三八	23,082	23,183	22,479	23,077	22,552	23,432	13,034	15,864	16,864	11,266	11,130	10,973	7,336	11,119	
三九	23,816	23,917	23,216	23,811	23,288	24,196	13,438	16,275	17,275	11,575	11,440	11,282	7,545	11,428	
四〇	24,550	24,651	23,953	24,545	24,024	24,960	13,842	16,686	17,686	11,884	11,750	11,591	7,754	11,737	
四一	25,284	25,385	24,690	25,279	24,760	25,724	14,246	17,097	18,097	12,193	12,060	11,900	7,963	12,046	
四二	26,018	26,119	25,427	26,013	25,496	26,488	14,650	17,508	18,508	12,502	12,370	12,209	8,172	12,355	
四三	26,752	26,853	26,164	26,747	26,232	27,252	15,054	17,919	18,919	12,811	12,680	12,518	8,381	12,664	
四四	27,486	27,587	26,901	27,481	26,976	28,016	15,458	18,330	19,330	13,120	13,040	12,827	8,590	12,973	
四五	28,220	28,321	27,638	28,215	27,712	28,780	15,862	18,741	19,741	13,429	13,350	13,136	8,799	13,282	
四六	28,954	29,055	28,375	28,949	28,444	29,544	16,266	19,152	20,152	13,738	13,660	13,445	9,008	13,591	
四七	29,688	29,789	29,112	29,683	29,184	30,308	16,670	19,563	20,563	14,047	13,970	13,754	9,217	13,900	
四八	30,422	30,523	29,849	30,417	29,920	31,072	17,074	19,974	20,974	14,356	14,280	14,063	9,426	14,209	
四九	31,156	31,257	30,586	31,151	30,656	31,836	17,478	20,385	21,385	14,665	14,590	14,372	9,635	14,518	
五〇	31,890	31,991	31,323	31,885	31,392	32,600	17,882	20,796	21,796	14,974	14,900	14,681	9,844	14,827	
五一	32,624	32,725	32,060	32,619	32,136	33,364	18,286	21,207	22,207	15,283	15,210	14,990	10,053	15,136	
五二	33,358	33,459	32,797	33,353	32,872	34,128	18,690	21,618	22,618	15,592	15,520	15,200	10,262	15,445	
五三	34,092	34,193	33,534	34,087	33,608	34,892	19,094	22,029	23,029	15,901	15,830	15,490	10,471	15,754	
五四	34,826	34,927	34,271	34,821	34,344	35,656	19,498	22,440	23,440	16,210	16,140	15,700	10,680	16,063	
五五	35,560	35,661	35,008	35,559	35,072	36,420	19,902	22,851	23,851	16,519	16,450	16,010	10,889	16,372	
五六	36,294	36,395	35,745	36,289	35,808	37,184	20,306	23,262	24,262	16,828	16,760	16,320	11,098	16,681	
五七	37,028	37,129	36,482	37,033	36,544	37,948	20,710	23,673	24,673	17,137	17,070	16,630	11,307	17,000	
五八	37,762	37,863	37,219	37,767	37,280	38,712	21,114	24,084	25,084	17,446	17,380	16,940	11,516	17,309	
五九	38,496	38,597	37,956	38,491	37,996	39,476	21,518	24,495	25,495	17,755	17,690	17,250	11,725	17,618	
六〇	39,230	39,331	38,693	39,225	38,732	40,240	21,922	24,906	25,906	18,064	18,000	17,560	11,934	17,927	
六一	39,964	40,065	39,430	39,959	39,472	41,004	22,326	25,317	26,317	18,373	18,310	17,870	12,143	18,236	
六二	40,698	40,799	40,167	40,693	40,200	41,768	22,730	25,728	26,728	18,682	18,620	18,180	12,352	18,545	
六三	41,432	41,533	40,904	41,427	40,936	42,532	23,134	26,139	27,139	18,991	18,930	18,490	12,561	18,854	
六四	42,166	42,267	41,641	42,161	41,672	43,296	23,538	26,550	27,550	19,300	19,240	18,800	12,770	19,163	
六五	42,900	43,001	42,378	42,895	42,416	44,060	23,942	26,961	27,961	19,609	19,550	19,110	12,979	19,472	
六六	43,634	43,735	43,115	43,629	43,152	44,824	24,346	27,372	28,372	19,918	19,860	19,420	13,188	19,781	
六七	44,368	44,469	43,852	44,363	43,888	45,588	24,750	27,783	28,783	20,227	20,170	19,730	13,397	20,090	
六八	45,102	45,203	44,589	45,097	44,624	46,352	25,154	28,194	29,194	20,536	20,480	19,940	13,606	20,399	
六九	45,836	45,937	45,326	45,841	45,360	47,116	25,558	28,605	29,605	20,845	20,790	20,250	13,815	20,708	
七〇	46,570	46,671	46,063	46,575	46,096	47,880	25,962	29,016	30,016	21,154	21,100	20,560	14,024	21,017	
七一	47,304	47,405	46,800	47,319	46,832	48,644	26,366	29,427	30,427	21,463	21,410	20,870	14,233	21,326	
七二	48,038	48,139	47,537	48,047	47,564	49,408	26,770	29,838	30,838	21,772	21,720	21,180	14,442	21,635	
七三	48,772	48,873	48,274	48,781	48,296	50,172	27,174	30,249	31,249	22,081	22,030	21,490	14,651	21,944	
七四	49,506	49,607	49,011	49,517	49,024	50,936	27,578	30,660	31,660	22,390	22,340	21,800	14,860	22,253	
七五	50,240	50,341	49,748	50,245	49,760	51,700	27,982	31,071	32,071	22,700	22,650	22,110	15,069	22,562	
七六	50,974	51,075	50,485	50,979	50,488	52,464	28,386	31,482	32,482	23,009	22,960	22,420	15,278	22,871	
七七	51,708	51,809	51,222	51,703	51,232	53,228	28,790	31,893	32,893	23,318	23,270	22,730	15,487	23,180	
七八	52,442	52,543	51,959	52,437	51,968	53,992	29,194	32,304	33,304	23,627	23,580	23,040	15,696	23,489	
七九	53,176	53,277	52,696	53,171	52,704	54,756	29,598	32,715	33,715	23,936	23,890	23,35			



は最初単色一圓二色一圓二十錢とされて居た。  
**雑報欄の意匠廣告** 雑報欄の意匠廣告は「大朝」が明治三十七年に手を染めたのが嚆矢であるが、定型的には四十四年の一月より之を掲載した。  
**雑報欄特別廣告** 雑報欄特別廣告は「大毎」が明治三十七年二月二十二日萬年社扱のもとに之を開始した。又「東朝」の雑報欄廣告は四十二年二月十一日より開始された。  
**寫眞廣告欄** 「大毎」は三十九年九月から寫眞廣告欄を特設した。

(四) 夕刊發行年表

夕刊發行の歴史に就ては、別に記述した如くであるが、一覽表として茲に之を併記する事にする。  
 「東京日日」 明治十八年一月初刊發行、暫時にして廢止。  
 「時事」 同年 同上、 同上廢止。  
 「郵便報知」 同 二十二年一月初刊發行、一ヶ年で廢止。  
 「東京朝日」 同 三十年一月一日發行同年八月一日廢止。  
 右の如く、夕刊は明治十八年と言ふ今より五十餘年も前に發行されたのである。之より前に發行された夕刊については既述の如し併し販賣機關とか、工場の繰合せとかで時機尙早と言ふ事になり、永續せずして廢止され、その現行の夕刊は大正に入つてから發行されたものであり。日本に於ける夕刊制度は幾多の迂餘曲折を見たものである。  
 東朝 大正十年二月一日

時事 大正七年十二月二十五日  
 東日 大正十二年九月十九日  
 讀賣 昭和六年十一月二十五日  
 國民 大正十一年四月二十一日 後昭和六年十月一日に至り全然朝刊を廢し夕刊八頁新聞となる  
 報知 明治三十九年十月二十七日  
 大毎 明治三十七年一月  
 日曜日も亦夕刊は出されて居たが、昭和十年七月四日各社申合の結果日曜は夕刊を發行せざることとなつた。

(五) 新聞代價及廣告料金表

右ハ新聞代價左ハ廣告料金

年次	讀賣	報知	東日	東朝	時事	國民	都	中外	中央	二六	萬朝	大朝	大毎	備	考
文久三															
元治元															
慶應元															
明治元															



年次	讀賣	報知	東日	東朝	時事	國民	都	中外	中央	二六	萬朝	大朝	大每
三	三												
四	四												
五	五	一部三錢 一錢六厘	銀三目 一匁										
六	六												
七	七												
八	八												
九	九												
一〇	一〇												
一一	一一												
一二	一二												
一三	一三												
一四	一四												
一五	一五												
一六	一六												
一七	一七												

一一二六六  
備考

「銀二十目」は三十三錢「一匁」は一錢六厘  
「報知」六年六月より日刊一枚刷トス  
一ヶ月三十六錢

年次	讀賣	報知	東日	東朝	時事	國民	都	中外	中央	二六	萬朝	大朝	大每
一八	一八												
一九	一九												
二〇	二〇												
二一	二一												
二二	二二												
二三	二三												
二四	二四												
二五	二五												
二六	二六												
二七	二七												
二八	二八												
二九	二九												
三〇	三〇												
三一	三一												
三二	三二												
三三	三三												

備考  
「東京日日」時事夕刊發行、暫くして廢止  
「東京日日」特別廣告開始  
「報知」夕刊發行暫らく廢止

「郵便報知」報知」と改題  
發行部數十五萬と稱した(大阪朝日)  
「東朝」夕刊發行



年次	讀賣	報知	東日	東朝	時事	國民	都	中外	中央	二六	萬朝	大朝	大每	備	考
昭															
五	一五八〇	一七〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一六〇〇	一五八〇	一五二〇	一五〇〇	一五八〇	一五七〇	一五八〇	一六〇〇	一八〇〇		
四	一五八〇	一七〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一六〇〇	一五八〇	一五二〇	一五〇〇	一五八〇	一五七〇	一五八〇	一六〇〇	一八〇〇		
三	一五八〇	一七〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一六〇〇	一五八〇	一五二〇	一五〇〇	一五八〇	一五七〇	一五八〇	一六〇〇	一八〇〇		
二	一五八〇	一七〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一六〇〇	一五八〇	一五二〇	一五〇〇	一五八〇	一五七〇	一五八〇	一六〇〇	一八〇〇		
一	一五八〇	一七〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一六〇〇	一五八〇	一五二〇	一五〇〇	一五八〇	一五七〇	一五八〇	一六〇〇	一八〇〇		
昭															
二	一五八〇	一七〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一六〇〇	一五八〇	一五二〇	一五〇〇	一五八〇	一五七〇	一五八〇	一六〇〇	一八〇〇		
一	一五八〇	一七〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一六〇〇	一五八〇	一五二〇	一五〇〇	一五八〇	一五七〇	一五八〇	一六〇〇	一八〇〇		

年次	讀賣	報知	東日	東朝	時事	國民	都	中外	中央	二六	萬朝	大朝	大每	備	考
大正															
三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三		
二	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三		
一	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三		
大正															
三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三		
二	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三		
一	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三		

「東京日日」特別四〇—四五  
「報知」三五年より色刷實施單色一圓二  
色一圓二十錢三八年二十錢宛値上  
「大每」雜報欄特別廣告  
「時事」一六〇雜報欄七〇  
「報知」夕刊發行現在に至る。「大每」寫  
眞廣告欄設置  
「時事」一六五—七〇雜報欄七五—八〇  
「東京日日」特別六〇—七一「大每」朝  
日」雜報欄意匠廣告開始



年次	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四
讀賣	100	100	100	100	100	100	100	100	100
報知	100	100	100	100	100	100	100	100	100
東日	100	100	100	100	100	100	100	100	100
東朝	100	100	100	100	100	100	100	100	100
時事	100	100	100	100	100	100	100	100	100
國民	100	100	100	100	100	100	100	100	100
都	100	100	100	100	100	100	100	100	100
中外	100	100	100	100	100	100	100	100	100
中央	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二六	100	100	100	100	100	100	100	100	100
萬朝	100	100	100	100	100	100	100	100	100
大朝	100	100	100	100	100	100	100	100	100
大每	100	100	100	100	100	100	100	100	100

備

考

日新眞事誌紙價 明治五年一日ニツキ金一朱六錢二厘五毛一ヶ月ニツキ一兩一分二圓二十五錢  
 一ヶ年ニツキ十二兩十二圓

同 廣告料 字數五十字ニツキ一ヶ月四兩(四圓)

備考 日刊にあらず、二三日置きにて發行

橫濱毎日新聞紙價 明治四年一日ニツキ一匁三匁が五錢一ヶ月二十四匁四十錢三ヶ月六十八匁  
 (一圓十五錢)一ヶ年二百四十匁(四圓)

(六) 廣告紙面段數行數字數變遷表

明	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八
東日	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
報知	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
朝日	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
讀賣	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
東日	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
報知	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
朝日	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
讀賣	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
東日	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
報知	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
朝日	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
讀賣	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
東日	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
報知	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
朝日	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
讀賣	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
東日	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
報知	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
朝日	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
讀賣	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
東日	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
報知	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
朝日	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
讀賣	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
東日	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
報知	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
朝日	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
讀賣	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
東日	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
報知	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
朝日	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
讀賣	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
東日	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
報知	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
朝日	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
讀賣	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二

「東日」和紙木活横紙時代一字ノ大サ四號大  
 「東日」洋紙五號鉛活横紙兩面時代  
 「東日」中製紙四頁刷記事面は四段廣告面  
 は五段

「東日」記事面のみ清朝活字使用

「東日」廣告面にも清朝使用











### 跋

社命を受けて、本書の編纂に着手したのは昭和十四年の早春であつた。而して恰も二年の日月を要して、漸く本書の完成を見た。

× 本書の編纂資料は主として東京帝國大學法學部明治新聞文庫上野圖書館所藏の資料に依るものである。特に明治新聞文庫を煩はすこと最も多かつた。同文庫は故博報堂社長瀨木博尙翁の寄贈に係るものであり、厚く地下の同翁に感謝の意を表す。

× 口繪萬國新聞紙の特別広告は、若しニュースを主體とする検討のみを以て、古新聞紙を調べた時には、恐らく發見出来なかつたものと思ふ。幸に廣告史編纂と言ふ目標に於て、古新聞紙を見て居たればこそ此發見が出来たのだ。蓋し此特別廣告の發見は、編者自身においてもよき發見であつたと、悦びに堪えざるものがある。

× 古い時代の廣告文を摘載したものの中、その文中に或ひは誤記誤植でないかと思はるる様なところが點々として存在するが、之れは原文をその儘摘載したものであり、編者としては當時廣告文を成るべくその儘表記せんとしたためである。

×



本書には、簡單なる年表と、世相斷層を挿入した。新聞廣告とその時代との連關的懷古に便せんためである。

× ×  
本書の記述には、古き時代を比較的詳かにし、新らしきに随つて簡にした。

× ×  
本書更に又、日本電報通信社發行「新聞總覽」掲載の新聞廣告に關する統計を文中に點綴掲載した。右は新聞廣告盛衰の概念につき讀者の印象に便せん爲めである。而してその統計の明治末期以後となつて居るのは、此種統計がその以前に無いためである。

昭和十五年十一月

日本新聞廣告史編者

中 根

榮

### 附 記

本稿印刷後勃興して來た新體制の理念は、此結論を尠からず覆へてしまつた。併し既に印刷を了して居り、改稿を許されぬ。依つて本結論をその儘とするを餘儀なくされた。此點本書を編く人に諒解をお願いする。(著者)



日本新聞廣告史

昭和十五年十一月十五日印刷  
昭和十五年十一月二十日發行

〔非賣品〕

發行人

東京市京橋區銀座西七丁目一番地  
迫 太 平

印刷人

東京市下谷區二長町一番地  
井 上 源 之 丞

印刷所

東京市下谷區二長町一番地  
凸版印刷株式會社

發行所

東京市京橋區銀座西七丁目一番地  
日本電報通信社



PL 4A-15



終